

(案)

宮城県薬物乱用対策推進計画

(第6期)

～「薬物乱用のないみやぎ」に向けて～

令和6年3月

宮城県薬物乱用対策推進本部

はじめに

宮城県では、県内の薬物乱用を根絶するため、平成 11 年度に「宮城県薬物乱用防止対策四か年計画」を策定したのを皮切りに、平成 16 年度は「宮城県薬物乱用防止戦略」、平成 21 年度以降は「宮城県薬物乱用対策推進計画（第 3 期及び第 4 期）」により総合的かつ実効性のある薬物乱用対策を講じてきました。

特に、平成 31 年度からは、国の「第五次薬物乱用対策五か年戦略」を受けて、薬物乱用対策の総合的な目標と施策の方向性を明確にすべく、「宮城県薬物乱用対策推進計画（第 5 期）」を策定し、関係機関が連携して薬物乱用対策の取組を推進してきました。

本県の薬物情勢を検挙人員で見ますと、ここ数年、全薬物事犯は年間 150 人前後と横ばいで推移していますが、これまで過半数を占めてきた覚醒剤事犯が減少している一方、大麻事犯が増加傾向を示しているのが特徴です。また、覚醒剤事犯は、検挙者数が減少していますが、再犯者率は約 6 割で高止まりしています。さらに、大麻事犯は他の規制薬物と比べて若年層が多く、30 歳未満の割合が約 7 割を占めています。そのほか危険ドラッグ（指定薬物）事犯では、平成 31 年以降、検挙者なしの状況が続いていましたが、令和 4 年には 3 人が検挙されており、その推移を注視していく必要があります。この傾向は本県だけでなく、全国的に見られます。このような中、国は令和 5 年 8 月に「第六次薬物乱用防止五か年戦略」（以下、「五か年戦略」）を策定し、大麻の乱用拡大、サイバー空間の悪用、密輸形態の変化といった、台頭する新たな脅威に対抗するための対策を講じることとしました。

県といたしましても、このたび、国の「五か年戦略」等を参考としながら、現在の薬物乱用の実態に対応すべく、「宮城県薬物乱用対策推進計画（第 6 期）」を策定いたしました。本計画では、「啓発強化による薬物乱用未然防止」、「薬物乱用者及びその家族への支援充実による再乱用防止」、「指導・取締り・水際対策の徹底による薬物の不正流通防止」という 3 つの基本目標を柱として、薬物乱用対策の取組を推進してまいります。

誰もが健康・健全に暮らせる安全・安心な地域社会を構築していくためには、県民の皆様の、薬物乱用対策に対する意識の向上と、地域社会が一体となってその根絶に取り組んでいくことが何よりも大切であると考えます。本計画が、宮城県で薬物乱用対策の推進に携わる皆様の一助となれば幸いです。

令和 6 年 3 月

宮城県薬物乱用対策推進本部長

宮城県知事 村井 嘉浩

目次

第1章 基本的な考え方	1
1 宮城県薬物乱用対策推進計画（第6期）の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の方向性	2
4 計画の期間	2
5 計画の構成	2
6 計画の推進体制	3
第2章 薬物乱用をめぐる現状と課題	5
1 国内の薬物情勢	5
2 宮城県における薬物乱用の現状と課題	7
（1）薬物事犯の検挙者の推移	7
（2）薬物乱用未然防止対策	9
（3）再乱用防止対策	11
（4）不正流通防止対策	13
3 薬物乱用に対する意識等	16
（1）薬物全般	16
（2）大麻	16
（3）市販薬	19
第3章 薬物乱用対策の方向性及び取組	22
基本目標1 啓発強化による薬物乱用未然防止	23
対策1 学校における薬物乱用防止教育の推進と充実強化	23
対策2 青少年や家庭、地域住民に対する薬物乱用防止啓発の推進	26
対策3 薬物乱用未然防止のための相談体制の充実強化と周知	28
基本目標2 薬物乱用者及びその家族への支援充実による再乱用防止	29
対策4 再乱用防止のための相談体制の充実強化と周知	29
対策5 薬物乱用者及びその家族への支援	31
対策6 薬物依存症者に対する地域支援体制の強化	33
基本目標3 指導・取締り・水際対策の徹底による薬物の不正流通防止	35
対策7 違法薬物の取締り徹底及び監視指導の強化	35
対策8 水際対策の徹底	37
対策9 正規流通麻薬、向精神薬、市販薬の適正な管理	39
資料編	40
1 宮城県薬物乱用対策推進計画（第6期）の取組一覧	41
2 基本目標及び各対策を支える具体的取組	44
3 会議設置要綱	56
3-1 宮城県薬物乱用対策推進本部設置要綱	56
3-2 宮城県薬物乱用対策有識者会議設置要綱	59
3-3 宮城県薬物乱用対策庁内会議設置要綱	61
4 育成講師による薬物乱用防止教室講師派遣手順	63
5 薬物乱用防止指導員関係組織図	65
6 宮城県薬物の濫用の防止に関する条例	66
7 薬物乱用に関する相談窓口	72

第1章 基本的な考え方

1 宮城県薬物乱用対策推進計画（第6期）の趣旨

宮城県薬物乱用対策推進計画（第6期）（以下、「計画」という。）は、「薬物乱用のないみやぎ」、「県民が平穏に、安心して暮らすことのできる社会」を目指し、総合的かつ明確な目標を定め、薬物乱用対策推進のための指針とするものです。薬物乱用対策のため、保健福祉関係機関、教育関係機関、取締機関等、多様な関係機関が様々な事業を展開していますが、それらを実効性のあるものとするためには、各関係機関が共通の認識のもと、連携を図りつつ対策を推進していく必要があります。本計画は、宮城県の薬物乱用対策の進むべき道標となります。

また、薬物乱用対策は、関係機関が一体となって取り組むことはもちろんですが、薬物乱用を根絶するために、県民一人ひとりが薬物や依存症に対する正しい知識を持ち、理解を深めるとともに、宮城県を構成している各主体が、それぞれの立場で役割を担い、自主的かつ積極的に取り組んでいかなければなりません。

本計画では、目標を達成するための対策を明確にし、その実現に向けて県民、事業者、民間団体、行政機関等地域社会を構成するすべての主体が共通認識のもとに、一体となって薬物乱用対策を推進していくための基本的な方向性を示しています。

2 計画の位置付け

本計画は、令和5年8月に国の薬物乱用対策推進会議が策定した「五か年戦略」を受けて、宮城県内の各関係機関が実施する薬物乱用対策を、地域の実情に応じた計画として策定するものです。また、平成31年3月に策定した「宮城県薬物乱用対策推進計画（第5期）」（平成31年3月から令和6年3月まで）を承継する計画でもあります。

なお、本計画の推進体制は、「宮城県薬物の濫用の防止に関する条例」（平成27年宮城県条例第69号）第8条に基づく各種施策を推進するための体制を兼ねます。

（参考）第六次薬物乱用防止五か年戦略

国は、供給遮断・需要削減両面からの緊急対策により、薬物乱用期を早期に終息させるため、平成10年5月に第一次となる「薬物乱用防止五か年戦略（以下「戦略」という。）」を策定して以降、その時々の薬物情勢に即した4度の改訂を行ってきました。

令和5年8月、第一次の戦略策定から四半世紀が経過し、未だ予断を許さない国内の薬物情勢において、引き続き総合的な対策を講じることで薬物乱用の根絶を図るため、第五次までの戦略を継承・深化するとともに、台頭する新たな脅威に対抗するための新たな施策を含めた「第六次薬物乱用防止五か年戦略」が策定されました。本戦略の推進に当たって、特に留意すべき課題として、次の事項が挙げられています。

- ・ 大麻乱用期への総合的な対策の強化
- ・ 再乱用防止対策における関係機関の連携した“息の長い支援”強化
- ・ サイバー空間を利用した薬物密売の取締りの強化

- ・ 国際的な人の往来増加への対応強化
- ・ 薬物乱用政策についての国際社会との連携・協力強化と積極的な発信

3 計画の方向性

本計画の策定に当たっては、国の「五か年戦略」の内容や本県の現状といった最新の知見を加えつつ、前計画である「宮城県薬物乱用対策推進計画（第5期）」での成果や課題を反映させたものとなっています。

特に、大麻乱用防止への取組や薬物依存症者に対する地域支援体制強化の取組のほか、「五か年戦略」に記載はないものの、市販薬等の過剰摂取（オーバードーズ）も重要な課題として捉え、取組に反映させています。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和6年4月から令和11年3月までの5年間とします。

なお、薬物情勢や法令改正等の社会変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

5 計画の構成

本計画は、啓発強化による薬物乱用未然防止（薬物乱用未然防止）、薬物乱用者及びその家族への支援充実による再乱用防止（再乱用防止）、指導・取締り・水際対策の徹底による薬物の不正流通防止（不正流通防止）の3つの基本目標を掲げ、それぞれの目標を達成するための9つの対策を講じています。

さらに、9つの対策には個別の目標を設定し、関係機関がそれぞれの立場で機能を最大限発揮し、その目標に向かって69の具体的な取組を実施していきます。

6 計画の推進体制

本計画を推進し、基本目標を達成するため、基本目標毎に設定した各対策の個別目標の達成状況等を年度ごとに確認し、その結果を宮城県薬物乱用対策報告書として、広く一般に公表します。また、次に示す各会議体で毎年度進捗状況等を点検・評価し、PDCAサイクルによって進行管理を行っていきます。

(1) 宮城県薬物乱用対策推進本部

宮城県知事を本部長とし、国及び県等の関係機関により構成され、宮城県内の薬物乱用対策を推進していく上での本部機能を有する組織です。本計画を策定し、その進行管理や改善事項の協議、新たな問題に対する取組を各関係機関等に指示します。

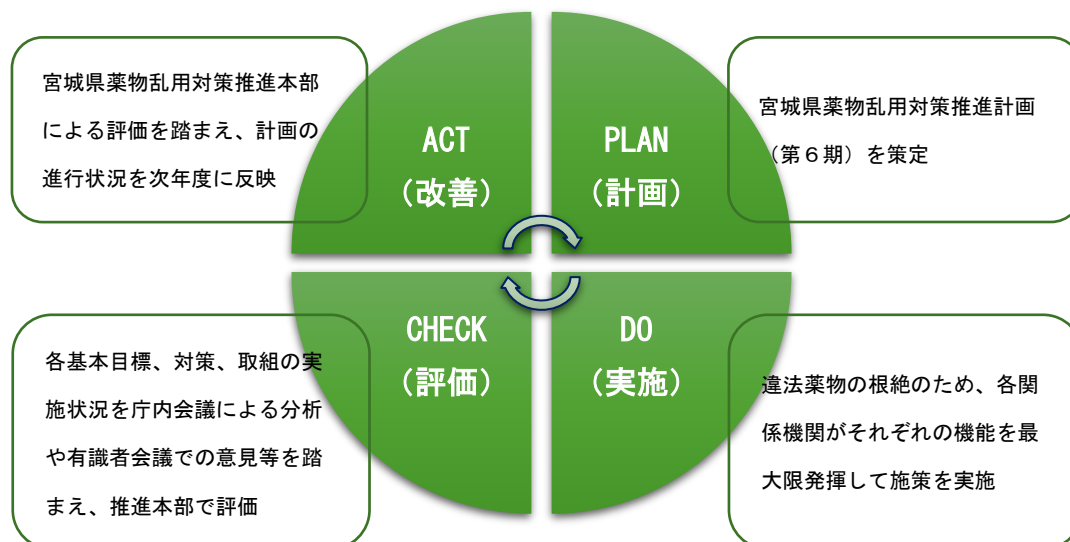
(2) 宮城県薬物乱用対策有識者会議

薬物乱用対策の推進には、県民の協力と理解が必要となります。宮城県薬物乱用対策推進本部が本計画を策定、実施していくにあたり、県民、医師、学識経験者等の有識者の意見等を反映させ、より実効性のある計画とするため、協議・助言を行います。

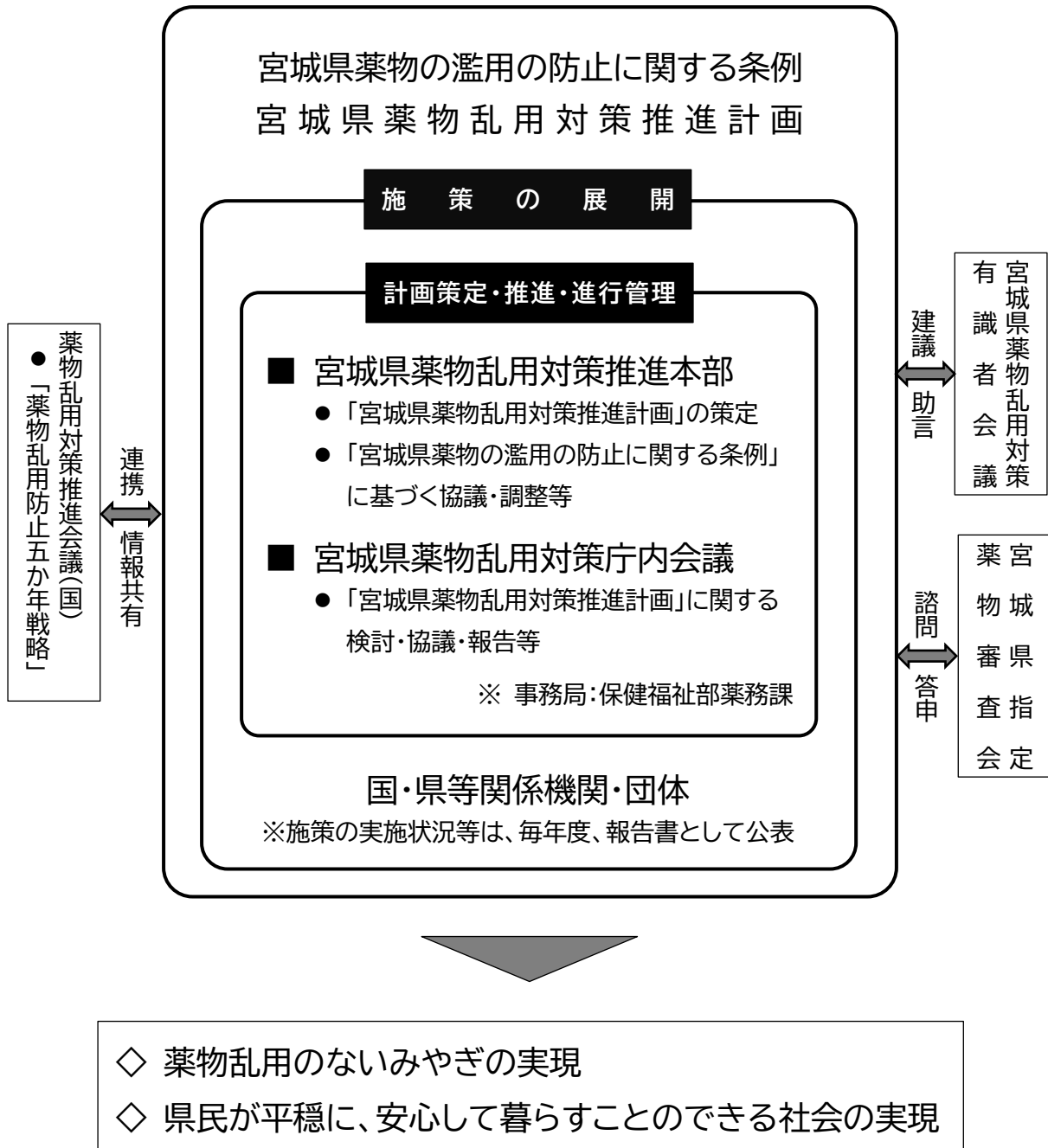
(3) 宮城県薬物乱用対策庁内会議

県の関係機関が、本計画に定めた取組等について検証・検討するために設置されます。この会議で検討等がなされた事項は、宮城県薬物乱用対策有識者会議に報告され、協議されます。

○ 計画推進の概念図（PDCA サイクル）



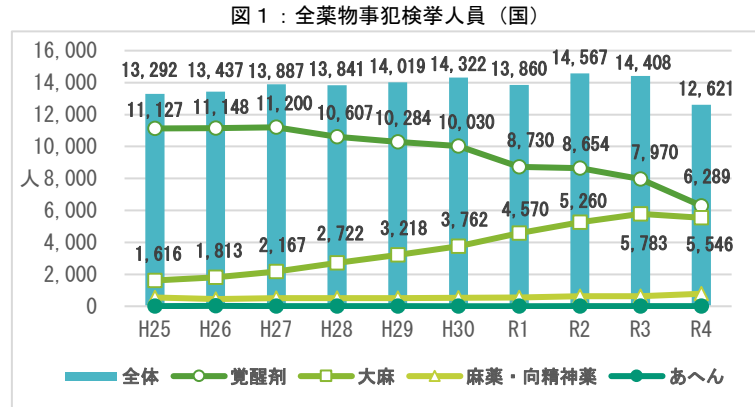
○ 宮城県薬物乱用対策推進体制



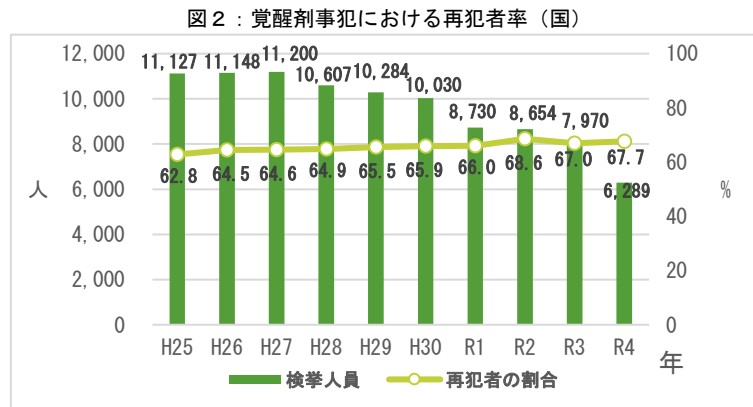
第2章 薬物乱用をめぐる現状と課題

1 国内の薬物情勢

国内における全薬物事犯の検挙人員は、近年1万4千人前後の横ばい状態が続いていましたが、令和4年には1万3千人を下回りました。



薬物別の検挙者数を見ると、覚醒剤事犯が平成27年以降7年連続で減少し、令和4年には6,289人を記録しています。これは、第三次覚醒剤乱用期のピークであった平成9年の約1万9千人台と比較して、約三分の一の数字です。また、依然として覚醒剤事犯における再犯者率は高い状態が続いており、令和4年で67.7%となっています。

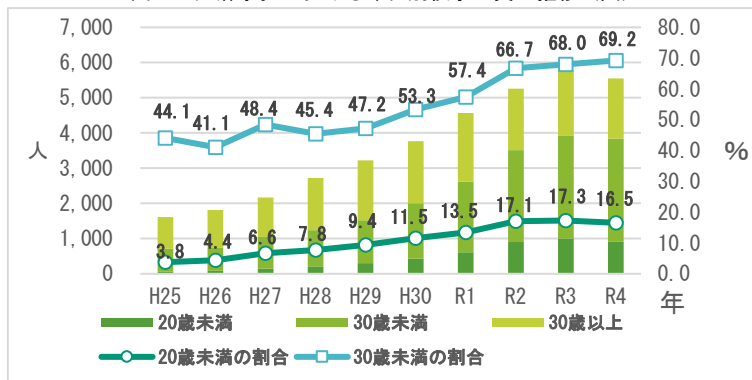


一方、大麻事犯は、過去最多であった令和3年と比較すると若干減少したものの、大麻事犯における総検挙人員は3年連続で5,000人を超え、令和4年に5,546人を記録し、その全薬物事犯に対する割合は増加の一途をたどっています。また、大麻事犯者のうち30歳未満の占める割合が69.2%と過去最高を更新しました。

戦後約70年、国内における主要な薬物犯罪は覚醒剤事犯でしたが、近年はまさに大麻乱用期の渦中にあると言え、大麻に特化した施策が急務となっています。

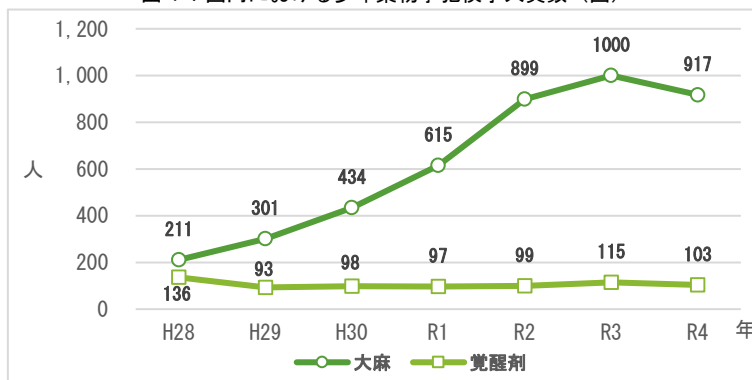
大麻事犯の検挙者のうち少年（20歳未満）の占める割合もここ数年上昇しており、令和4年は16.5%を占めています。

図3：大麻事犯における年代別検挙人員の推移（国）



国内における少年薬物事犯検挙人員数について、覚醒剤は100人前後で推移しているのに対し、大麻は1,000人前後まで増加しており、少年を含む若年層に対する啓発の強化が必要となっています。

図4：国内における少年薬物事犯検挙人員数（国）



警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

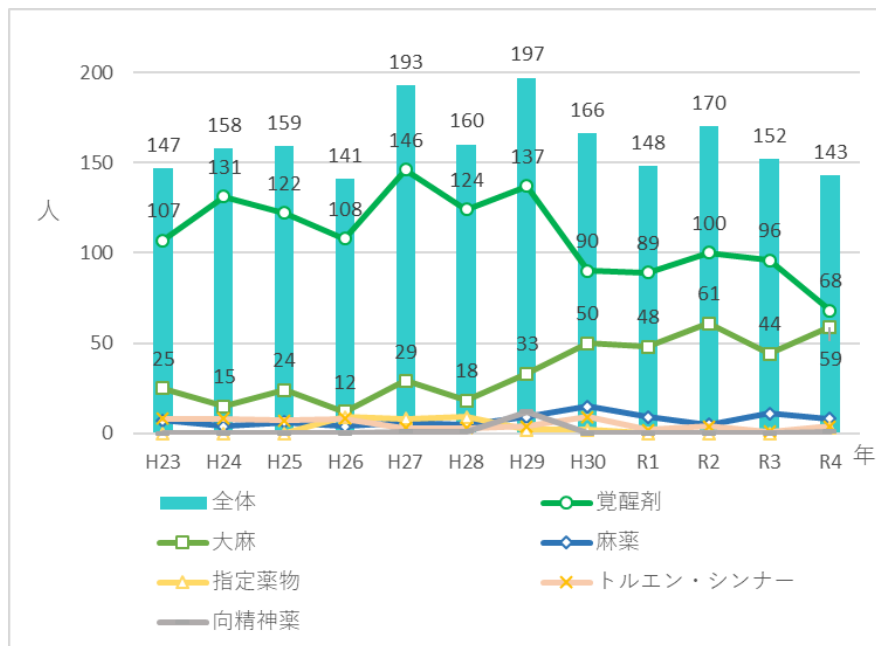
また、今後見込まれる国際的な人の往来増加による薬物密輸入リスクの増加、サイバー空間における薬物密売市場の拡大や供給・入手手段の巧妙化といった新たな脅威への対策も重要です。一定の成果を上げながらも未だ予断を許さない状況であり、引き続き総合的な対策を講じ、薬物乱用の根絶を図る必要があります。

2 宮城県における薬物乱用の現状と課題

(1) 薬物事犯の検挙者の推移

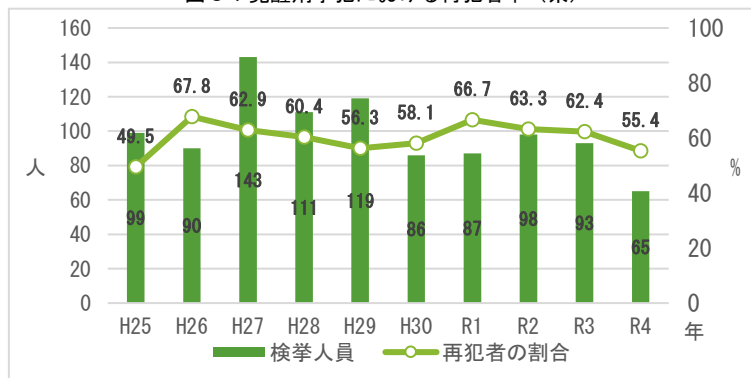
本県の全薬物事犯の検挙人員は、年間 150 人前後で推移しています。そのうち、覚醒剤事犯は近年過半数を占めていたものの、過去数年で最多を記録した平成 27 年の 146 人と比較すると、令和 4 年は半数以下の 68 人と減少傾向が続いており、麻薬密売組織の実態解明、末端乱用者徹底検挙といった取組が実を結んだものと考えられます。

図 5：全薬物事犯検挙人員（県）



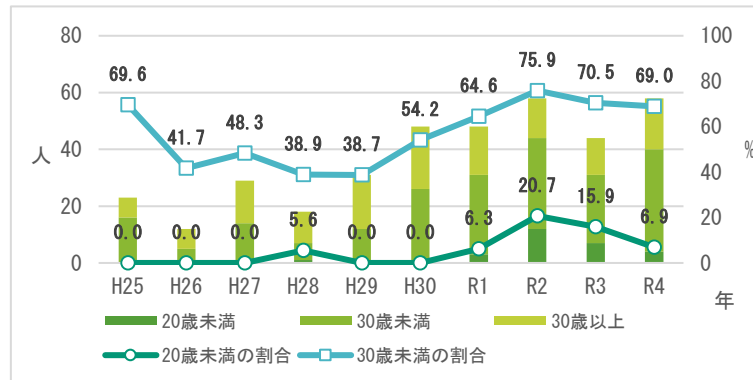
薬物事犯の再犯者率に着目すると、全薬物事犯の過半数を占める覚醒剤事犯の再犯者率は約 6 割と高水準で推移しており、再乱用防止対策が必須です。再乱用防止対策は、薬物の流通防止だけでなく、県民の健康的な生活を確保し、福祉を促進する上でも重要な位置付けにあります。治療を必要とする薬物依存症からの回復支援、そして社会復帰支援を切れ目なく実施するため、地域の医療、保健、福祉等関係機関の連携を一層強化するとともに、相談体制の積極的な周知を図る必要があります。

図 6：覚醒剤事犯における再犯者率（県）



一方、大麻事犯は国内と同様増加傾向を示し、令和4年の検挙者は59人にのぼり、覚醒剤事犯に迫る勢いです。また、県内における大麻事犯の約7割が30歳未満となっており、他の規制薬物と比較して若年層が多く、その未然防止対策が課題となっています。若年層における大麻乱用の広がり、インターネット上における大麻の有害性に関する誤情報の流布、諸外国における嗜好用大麻の合法化といった国際的な潮流に起因すると考えられます。科学的知見に基づく危険性・有害性の正しい知識について、啓発対象者の属性に応じた訴求力の高い啓発活動の展開が必要です。

図7：大麻事犯における年代別検挙人員の推移（県）



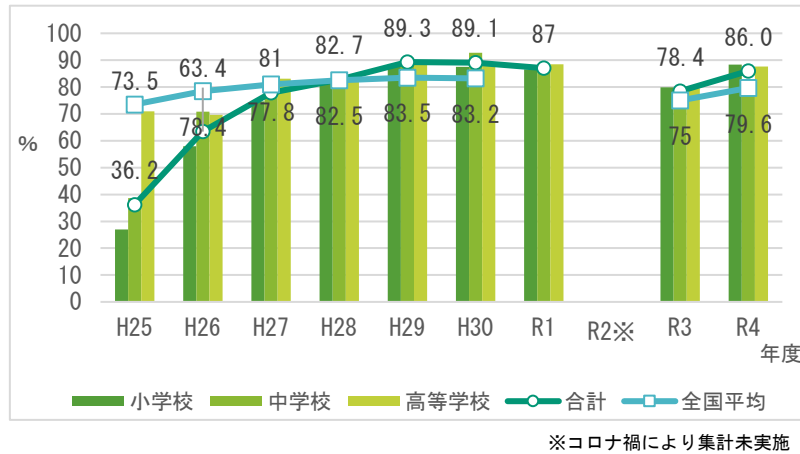
同じく若年層への広がりが危惧されている市販薬等の過剰摂取（オーバードーズ）については、県内の実態を詳細に把握しきれていない現状にあります。県内の実態把握を進めるとともに、若者に対する効果的な啓発方法の検討、市販薬を販売する側に対しては販売体制に係る法令遵守の徹底、そのほか地域における薬剤師、登録販売者等に対して、ゲートキーパーとしての意識を醸成すること等が課題です。

薬物の不正流通の観点からは、これまで各関係機関が緊密に連携し、薬物密売組織と末端乱用者、すなわち供給と需要の両面において徹底した取締りを実施した結果、上述のように、覚醒剤事犯を大幅に減少させることができました。一方、大麻をはじめとする他の薬物の乱用が顕著になり、結果として薬物事犯全体の検挙人員はここ数年横ばいで推移しています。大麻乱用期とも評される現状の早期鎮静化のため、巧妙化、潜在化する密売事犯への対応が課題です。また、大麻と類似した精神活性を有する未規制物質も散見されているため、指定薬物への速やかな指定など県内への流入阻止に努める必要があります。

(2) 薬物乱用未然防止対策

薬物乱用防止教室の開催について、取組を強化した結果、特別支援学校を除く小学校、中学校、高等学校の令和4年度薬物乱用防止教室開催率は86.0%であり、全国平均を上回ったものの、コロナ禍の影響で減少傾向を示しています。引き続き関係機関が連携して、対象の全学校における開催の呼びかけや講師派遣を推進していく必要があります。

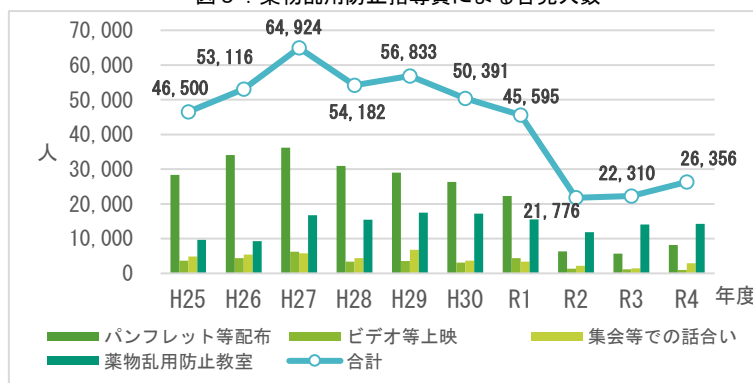
図8：学校別薬物乱用防止教室開催率



県では、薬物乱用防止の啓発活動を積極的に行うため、薬物乱用防止指導員を委嘱しています。薬物乱用防止指導員は薬剤師、民生委員、保護司等のボランティアから構成されており、令和5年4月1日現在で268名が活動しています。薬物乱用防止指導員は地域や団体のイベントで薬物乱用防止啓発活動を行うとともに、学校等の薬物乱用防止教室に講師として赴くなど地域に根差した活動を行っています。

併せて、関係機関も街頭における啓発活動等を行っています。コロナ禍の影響などにより各種イベント等の開催が減少し、啓発の機会が減少しました。

図9：薬物乱用防止指導員による啓発人数



また、県では、薬物乱用防止教室の講師となる薬物乱用防止指導員、学校薬剤師や、教職員等を対象に薬物乱用防止啓発に係る知識を提供し、普及啓発を担う人材育成を図っています。近年、若年層に乱用が広まっている大麻やオーバードーズに関する最新知識についても指導者と共有し、講師の指導力向上を図っていく必要があります。

表 1：主な薬物乱用防止指導者を対象とした研修会

年度	研修会名	参加者	対象者
令和3年度	薬物乱用防止教室指導者研修会	22	教職員
	石巻地区薬物乱用防止指導員研修会	36	薬物乱用防止指導員等
令和4年度	薬物乱用防止教室指導者研修会	56	教職員、学校薬剤師、その他薬物乱用防止教室開催に関わる者
	県内7地区薬物乱用防止指導員研修会	185	薬物乱用防止指導員等
	薬物乱用防止教育認定講師養成講座*	26	ライオンズクラブ国際協会332-C地区 会員等

*ライオンズクラブ国際協会332-C地区及び(公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター主催の講座に薬務課職員が講師として出席したものの。

県警察本部では、少年警察ボランティア等と連携し、街頭補導・広報啓発活動を継続的に実施しました。該当活動を通じて薬物乱用の危険性について広報することで、少年が薬物事犯を含む犯罪に手を染めにくい環境の整備が図られています。

表 2：街頭補導等により補導した不良行為少年数

項目	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
不良行為少年数	8,946	7,888	6,670	5,769	5,615	4,684	4,855	3,409	3,757	4,383
うち薬物乱用	6	2	0	1	1	1	1	0	2	1

県警察本部少年課調べ

しかし、県内における薬物事犯検挙人員数は大麻事犯を中心に増加傾向を示していることから、少年を含む若年層に対し、継続的で効果的な啓発の実施が必要です。

特に、これまで積極的な啓発の対象としてこなかった大学・専門学校生や新社会人層への啓発を行い、薬物乱用の危険性や有害性を認識させ、誘惑を拒絶する規範意識の醸成を促すなどの対応が求められています。

表 3：県内における少年薬物事犯検挙人員数

区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
大麻取締法違反	1	0	0	3	12	7	4
覚醒剤取締法違反	0	0	0	1	0	0	0
医薬品医療機器等法違反	1	0	0	0	0	0	0
毒物及び劇物取締法違反	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	1	0	2	1
計	2	0	0	5	12	9	5

県警察本部少年課調べ

また、県教育庁では、全公立小・中・義務教育学校（仙台市を除く）及び県立高等学校にスクールカウンセラーを配置・派遣するなど、相談体制の充実を図っています。また、県総合教育センターに「不登校・発達支援相談室（りんくるみやぎ）」を設置し、公認心理師等の専門の相談員が面接又は電話による専門的教育相談活動を行っています。

ストレスや悩みから逃れる手段の一つとしてオーバードーズを選択する若者が増えているとみられることから、今後も継続して、児童生徒・保護者・教員からの広範囲にわたる相談を専門家が確実に対応できる体制を充実させていく必要があります。

表4：不登校・発達支援相談室（りんくるみやぎ）における相談状況

項目	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
来所相談	718	836	881	932	936	836	720	540	469	410
電話相談	1,189	1,116	1,346	1,557	1,447	1,261	1,226	1,161	1,233	807
総数	1,907	1,952	2,227	2,489	2,383	2,097	1,946	1,701	1,702	1,217

県教育庁高校教育課調べ

表5：公立小学校、中学校及び県立高校のスクールカウンセラーの相談状況

項目	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
小学校（件）				22,614	24,169	23,388	23,336	23,121	27,256	25,838
中学校（件）				21,044	19,466	20,729	17,198	16,682	20,041	18,184
県立高校（件）	8,867	8,825	9,529	9,184	9,625	9,797	10,541	10,102	9,808	8,646
総数	8,867	8,825	9,529	52,842	53,260	53,914	51,075	49,905	57,105	52,668

県教育庁義務教育課、県教育庁高校教育課調べ

表6：公立小学校、中学校のスクールカウンセラー稼働率

項目	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
稼働率(%)							58.2	64.9	76.2	74.7

県教育庁義務教育課調べ

(3) 再乱用防止対策

行政機関や医療機関だけでなく、各取締機関による薬物乱用問題に対する相談窓口設置のほか、薬物依存症者やその家族に対する支援制度など、薬物の再乱用やオーバードーズ防止に向けた推進体制の充実化を図っています。

近年、行政機関への薬物乱用に関する相談件数は増加の傾向にあることから、継続して薬物問題に不安を抱える人達への相談体制を充実するとともに周知徹底し、不安の解消を図る必要があります。

表7：保健所及び精神保健福祉センター（仙台市含む）の薬物相談状況

項目	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
保健所	56	42	102	45	52	84	43	64	102	85
精神保健福祉センター	15	16	7	27	31	38	73	97	108	121
合計	71	58	109	72	83	122	116	161	210	206

県内各保健所（仙台市内含む）、仙台市精神保健福祉総合センター、県精神保健福祉センター（県保健福祉部業務課集計）調べ

表8：保県警察本部「銃器・覚醒剤110番」の薬物相談状況

項目	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
電話相談	6	10	17	10	5	4	9	14	7	14

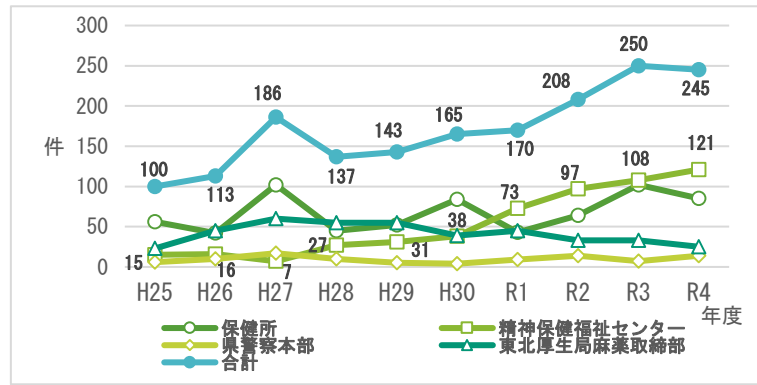
県警察本部銃器薬物対策課調べ

表9：東北厚生局麻薬取締部の薬物相談状況

項目	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
電話相談	14	37	52	46	49	37	43	31	27	23
面接相談	9	8	8	9	6	2	2	2	6	2
合計	23	45	60	55	55	39	45	33	33	25

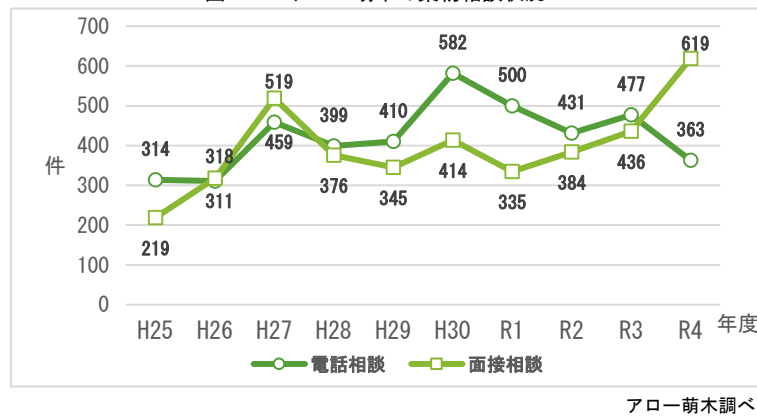
東北厚生局麻薬取締部調べ

図 10：行政・取締機関の薬物相談状況



また、覚醒剤や大麻などの法律で規制されている薬物については、依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関や仙台ダルク、アロー萌木等の民間団体に相談があるケースもあります。これらの関係機関との連携をさらに強化し、互いの強みを活かす体制を充実させていく必要があります。

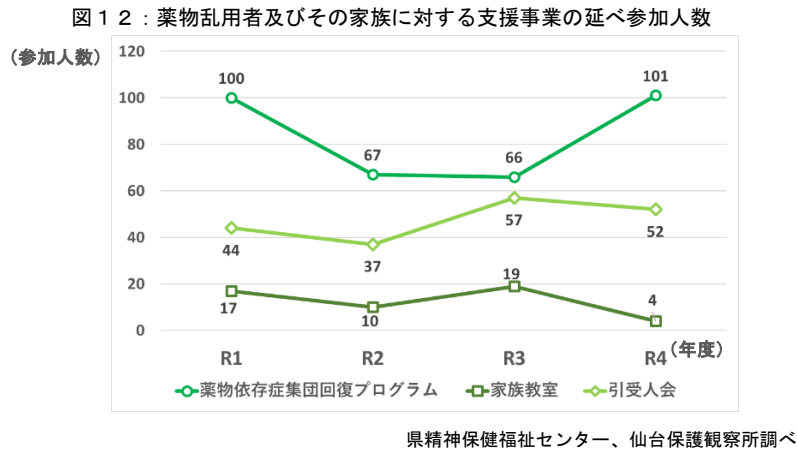
図 11：アロー萌木の薬物相談状況



薬物依存の理解と薬物乱用者及びその家族の支援のため、精神保健福祉センターが実施する薬物依存症者自身を対象とした薬物依存症集団回復プログラム及びその家族を対象とした依存症家族教室、東北厚生局麻薬取締部での再乱用防止プログラム、仙台保護観察所での引受人会や出所者等に対する薬物事犯者処遇プログラム等、各機関で回復プログラム等が実施されています。

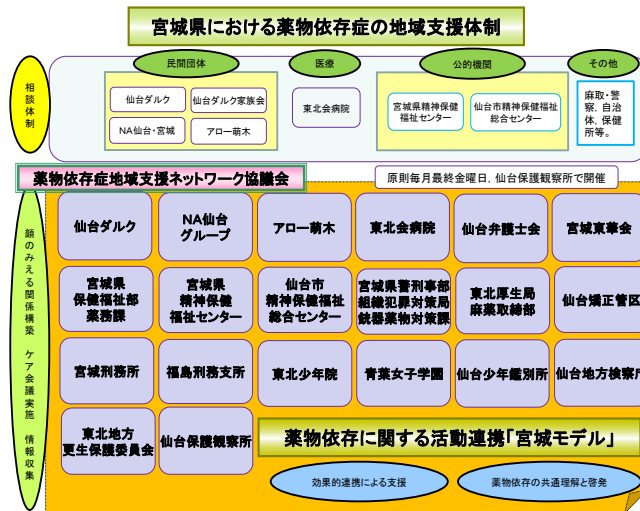
こうした再乱用防止教育等と併せ、薬物乱用者等の生活再建を図るため、宮城労働局による矯正施設出所者に対する就労支援や県保健福祉部社会福祉課が設置する「地域生活定着支援センター」による社会復帰支援等の取組が行われています。

なお、県保健福祉部精神保健推進室では、依存症治療拠点機関として選定した医療機関にコーディネーターを配置し、依存症患者やその家族に対して、アセスメントや治療の動機付け、心理教育等を行っています。



また、薬物依存のある刑務所出所者等に対する支援・連携の在り方を協議する仙台保護観察所主催の「薬物依存症地域支援者ネットワーク協議会」が毎月開催され、各機関と連携したケースの情報共有や事例検討を実施するなど、薬物依存症者に対する地域支援体制の強化が図られています。協議会構成団体が引き続きそれぞれの機関の役割を明確にしなが、事案に応じた円滑な協力体制を構築していく必要があります。

図 1 3 : 薬物依存症地域支援者ネットワーク協議会の体制図



(4) 不正流通防止対策

各捜査機関による地道な捜査や関係機関の連携により、薬物事犯に関わる者の検挙や密売組織の実態解明、取締りの徹底に取り組んでいます。特に暴力団組織関係者の割合が高く、暴力団組織の資金源となっている覚醒剤事犯が減少しています。

表 1 0 : 覚醒剤事犯検挙人員に占める暴力団関係者数 (県)

項目	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
検挙人員	122	108	146	124	137	90	89	100	96	68
うち暴力団関係者	52	67	75	65	67	49	61	57	57	42
構成比(%)	42.6	62.0	51.4	52.4	48.9	54.4	68.5	57.0	59.4	61.8

東北厚生局麻薬取締部、県警察本部銃器薬物対策課、宮城海上保安部 (県保健福祉部薬務課集計) 調べ

薬物別押収量を見ますと、覚醒剤は過去最多の約 3.5kg を記録しており、県内における違法薬物の供給遮断に寄与しています。

表 1 1 : 覚醒剤押収量 (県)

項目	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
覚醒剤(g)	31.86	107.16	156.83	38.30	72.35	100.79	71.29	1,051.72	0	3,458.50
覚醒剤水溶液(mL)	0	20	0	0	238.00	0	0.30	0	0	0
乾燥大麻(g)	609.14	516.27	459.10	147.58	865.96	67.61	1,831.10	4,073.94	0	613.19
大麻濃縮物(g)										986.06
大麻樹脂(g)	0	0	0	0.02	0	2.73	21.653	0.393	1,041.31	0
大麻草(本)	18	54	20	4	6	22	5	295	0	17
コカイン(g)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.312
ヘロイン(g)	0	0	0	0	0.98	0	0	0	0	0
MDMA(錠、g)	100錠 0g	18錠 0g	2錠 0g	0錠 0g	0錠 6.99g	2錠 0g	41錠 0g	14錠 0g	223錠 64.26g	1錠 0.52g
LSD(錠、g)	0錠 0g	0錠 0g	0錠 0g	0錠 0g	1錠 0g	1錠 0g	17錠 0g	17錠 0g	0錠 0g	7錠 0.106g
向精神薬(錠、cap)	0	0	65	23	0	500	0	0	0	66
指定薬物(g)		38.68g	85.99g	159.26g	192.76g	36.51g	50.65g	26.49g	0g	40.73g
		12mL	2.9mL	0mL	0mL	0mL	0mL	0mL	0mL	0mL
		0個	0個	0個	0個	4個	0個	0個	0個	0個
		0錠	0錠	0錠	0錠	4錠	0錠	0錠	0錠	0錠

東北厚生局麻薬取締部、県警察本部銃器薬物対策課、宮城海上保安部、横浜税関仙台塩釜税関支署、横浜税関仙台空港税関支署 (県保健福祉部薬務課集計) 調べ

また、不正大麻・けし撲滅運動に伴う不正けしの抜去を継続して実施していますが、令和4年度の抜去本数は12,381本と前年度の2倍以上でした。全国的にけしの自生事例が増加しており、懸案事項となっています。

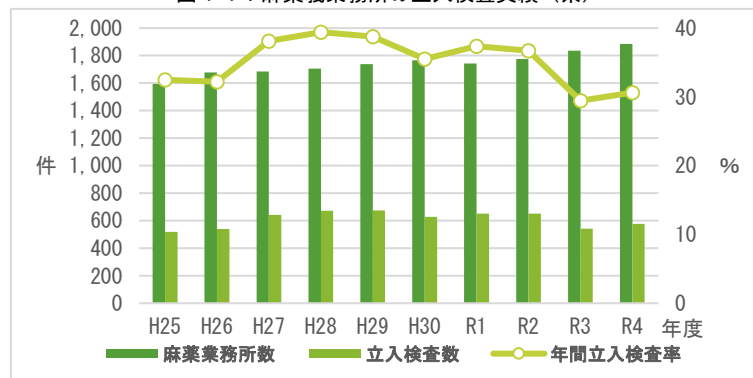
表 1 2 : 不正大麻、けしの抜去実績 (県)

項目	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
大麻	0	0	0	0	0	0	0	8	21	0
けし	17,071	9,378	4,789	5,157	11,313	5,942	7,217	10,152	5,509	12,831

県保健福祉部薬務課調べ

さらに、麻薬業務所への立入検査状況は、コロナ禍により不要不急の立入検査を控えた時期がありましたが、約3割の年間立入検査率を維持して実施しており、麻薬事故の再発防止、適正な流通管理に努めています。

図 1 4 : 麻薬業務所の立入検査実績 (県)



県保健福祉部薬務課調べ

加えて、県内の薬局・店舗販売業の許可を取得している店舗を対象に、県職員が立入検査する際、現地確認及び聞き取りによって、濫用等のおそれのある医薬品に係る医薬品医療機器等法遵守状況を確認したところ、一部の薬局、店舗販売業者等において若年者に対する氏名、年齢確認や購入履歴確認に不備が認められたため、監視指導を強化していく必要があります。

表 1 3 : 県内店舗における法令遵守状況 (県)

確認事項	薬局 (N=202)			店舗販売業 (N=39)			確認事項ごとの適合率 (%)
	適合	不適合	取扱なし	適合	不適合	取扱なし	
購入者が若年者 (高校生、中学生等) である場合は、その氏名や年齢を確認しているか。	87	2	113	34	4	1	95.3 (121/127)
購入者が同じ医薬品を他店で買ってないか、すでに所持していないか確認しているか。	83	6	113	32	6	1	90.6 (115/127)
原則一人1包装。複数の購入希望があった場合に理由、使用状況などを確認しているか。	87	2	113	37	1	1	97.6 (124/127)
適合施設数 (上記3ついずれも適合している施設数)	82	7	113	32	6	1	89.8 (114/127)

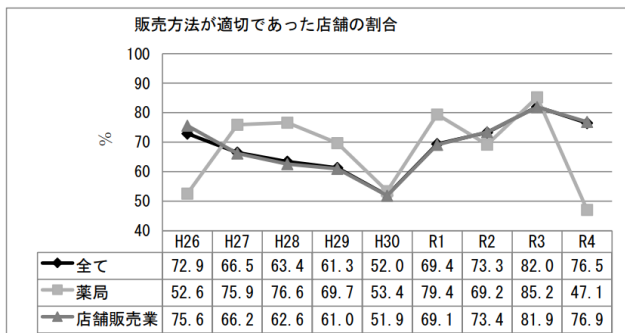
県業務課調べ (立入検査時調査、令和 5 年 4 月~12 月)

同じく濫用等のおそれのある医薬品に係る医薬品医療機器等法遵守状況について厚生労働省が調査した結果は以下のとおりであり、令和 4 年度の調査では、適切であったのは薬局では 47.1%、店舗販売業は 76.9%、特定販売 (インターネット販売) では 82.0%でした。

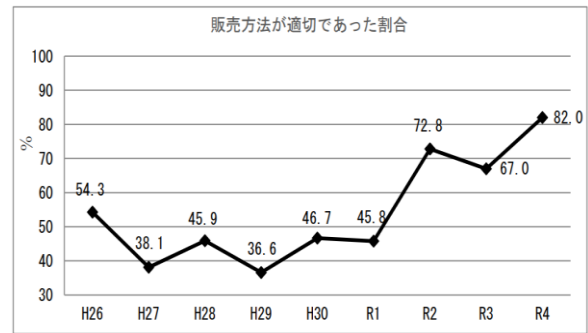
図 1 5 : 濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとした時の対応 (国)

薬局・店舗販売業における販売

特定販売 (インターネット販売)



R4 調査件数 薬局:17 件 店舗販売業:1,221 件



R4 調査件数 505 件

出典: 厚生労働省医薬品販売制度実態把握調査 (一般消費者である調査員が調査)

本県では、「宮城県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき、宮城県指定薬物審査会を開催し、県内において濫用され、又は濫用されるおそれがあると認めるものを知事指定薬物に指定し、外国や他都道府県からの薬物流入の抑止を図っています。

表 1 4 : 知事指定薬物の指定件数 (県)

項目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	合計
指定薬物数	12	14	11	2	3	6	3	7	58

また、全国的に、大麻に類似した精神活性を有する物質による健康被害事案が報告されていることから、関係機関と連携して迅速に必要な措置を行い、被害拡大を阻止する必要があります。

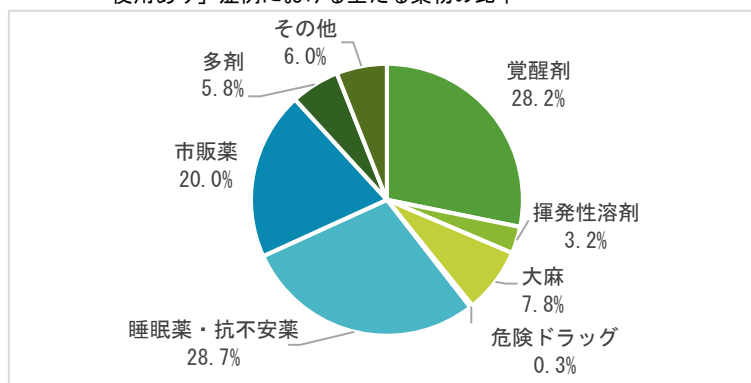
3 薬物乱用に対する意識等

(1) 薬物全般

全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査（2022年）（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター）によると、全国の精神科医療施設における治療を受けた患者の原因薬物では、睡眠薬・抗不安薬などの向精神薬が28.7%と一番多く、次いで覚醒剤、市販薬、大麻が多くなっています。

このことから覚醒剤、大麻などの違法薬物だけでなく、向精神薬や市販薬などの依存性を生じる医薬品による薬物乱用も深刻であることが示されており、医療用医薬品や一般用医薬品についても、用法用量どおりに服用することなど適正使用について周知を図っていくことが必要です。

図16：全国の精神科医療施設における治療を受けた患者の「1年以内に使用あり」症例における主たる薬物の比率

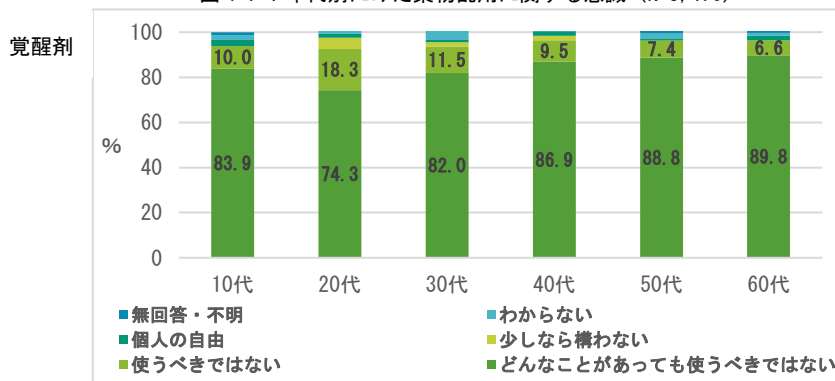


出典：全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査(2022年)
(国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター)

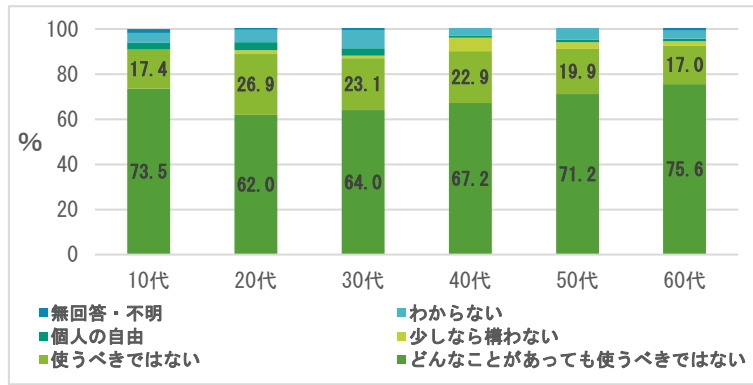
(2) 大麻

薬物使用に関する全国住民調査（2021年）（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター）によると、「どんなことがあっても使うべきでない。」と考える割合は、若年層で低い傾向にあり、特に20代の大学生、新社会人層で低くなっています。また、覚醒剤に比べ、大麻はその割合が低く、20代で大麻について「どんなことがあっても使うべきでない。」と考える割合は62.0%となっています。

図17：年代別にみた薬物乱用に関する意識 (N=3,476)



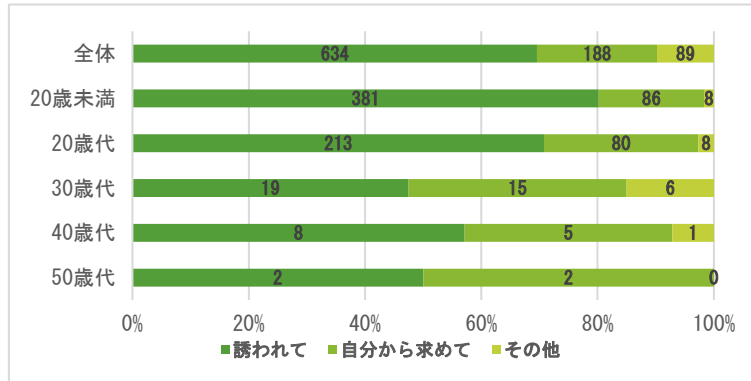
大 麻



出典：薬物使用に関する全国住民調査(2021年)
(国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター)

令和4年組織犯罪の情勢(警視庁)によると、大麻を初めて使用した経緯は、「誘われて」が最多であり、20歳未満が80.2%、20歳代が70.8%と、特に若年層においては誘われて使用する割合が高くなっています。

図18：大麻を初めて使用した経緯(初回使用年齢層別)

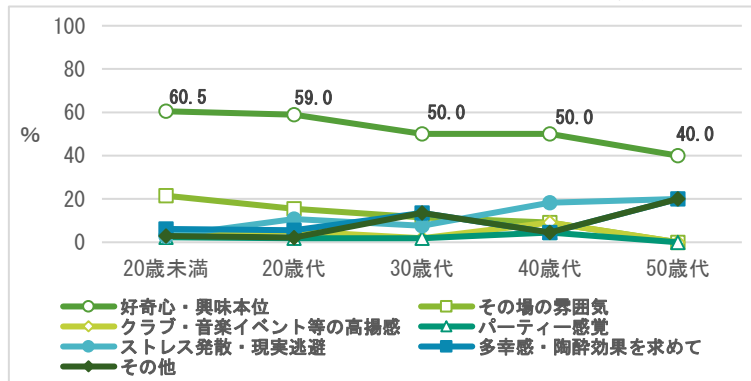


出典：令和4年組織犯罪の情勢(警視庁)(R4.10~R4.11に大麻取締法違反(単純所持)で検挙された911人についての分析)

また、使用した動機については、いずれの年齢層でも「好奇心・興味本位」が最多で、特に30歳代未満では約6割を占めるなど顕著です。また、同年齢層では、次いで「その場の雰囲気」が多く、身近な環境に影響を受けて享乐的に大麻を使用する傾向がうかがわれます。

30歳以上では、「ストレス発散・現実逃避」といった薬理効果を求める動機が比較的多数を占めました。

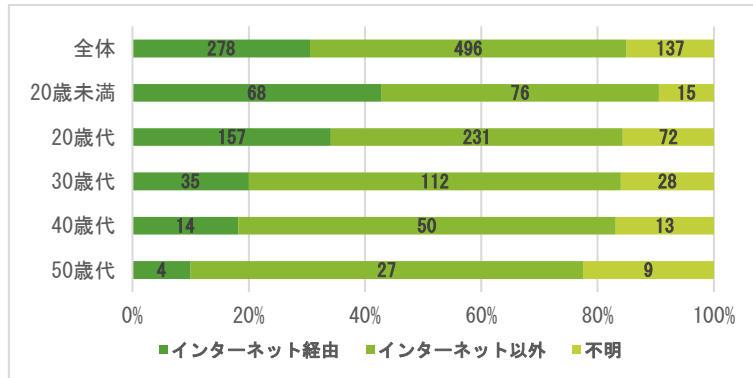
図19：大麻を初めて使用した経緯(初回使用年齢層別、複数回答)



出典：令和4年組織犯罪の情勢(警視庁)(R4.10~R4.11に大麻取締法違反(単純所持)で検挙された911人についての分析)

さらに、大麻の入手先（譲渡人）を知った方法は、30歳未満で「インターネット経由」が3分の1以上を占め、そのほとんどがSNSを利用していました。

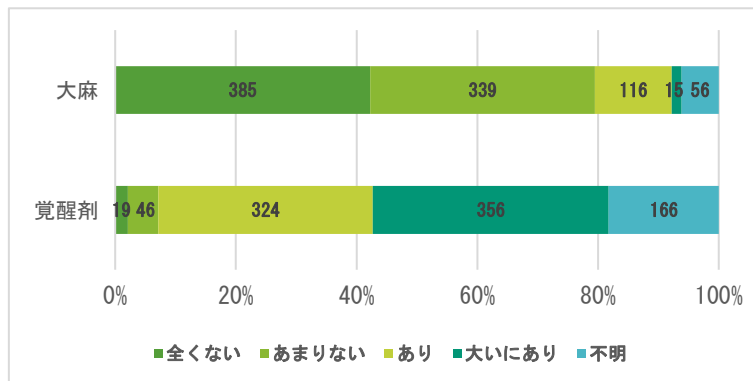
図20：今回の大麻の入手先を知った方法（使用時の年齢層別）



出典：令和4年組織犯罪の情勢（警視庁）（R4.10～R4.11に大麻取締法違反（単純所持）で検挙された911人についての分析）

なお、大麻の危険性や有害性の認識は、「なし（全くない・あまりない。）」が79.5%で、覚醒剤に対する危険性や有害性の認識と比較すると、著しく低くなっています。

図21：大麻及び覚醒剤に対する危険（有害）性の認識の比較



出典：令和4年組織犯罪の情勢（警視庁）（R4.10～R4.11に大麻取締法違反（単純所持）で検挙された911人についての分析）

薬物使用に関する全国住民調査(2021年)（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター）によると、大麻を使用した経験を持つ人は1.4%、誘われた経験がある人は3.0%おり、近年その割合が上昇しています。

これらのことから若年層に対する啓発の実施が急務であり、SNS等の媒体による大麻の危険性や有害性についての正しい情報の発信や誘いを毅然と断る規範意識の醸成など、啓発対象者の属性に応じた訴求力の高い啓発活動の展開が必要となっています。

図 2 2 : 薬物乱用の生涯経験率の推移 (N=3,476)

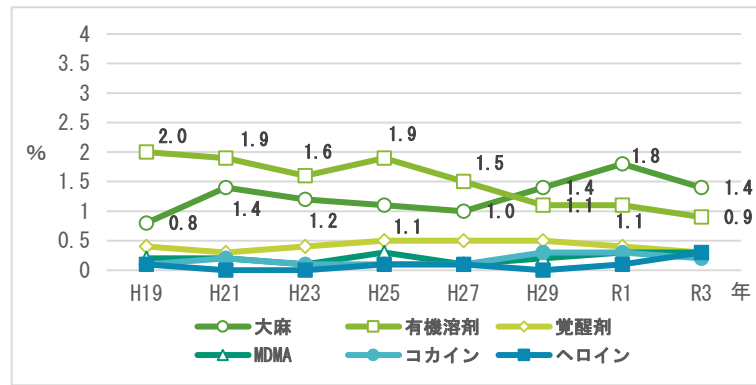
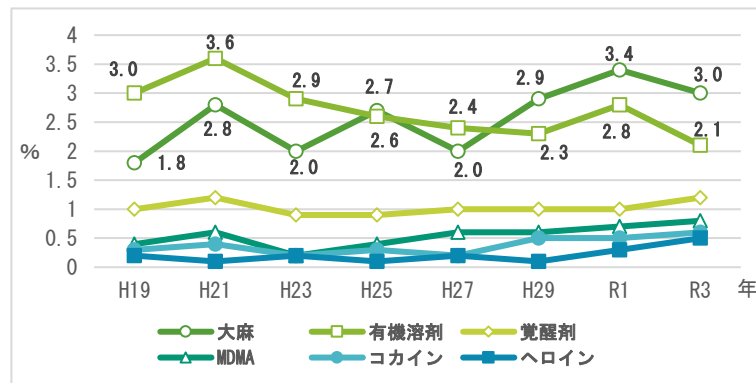


図 2 3 : 薬物乱用の生涯誘われ経験率の推移 (N=3,476)



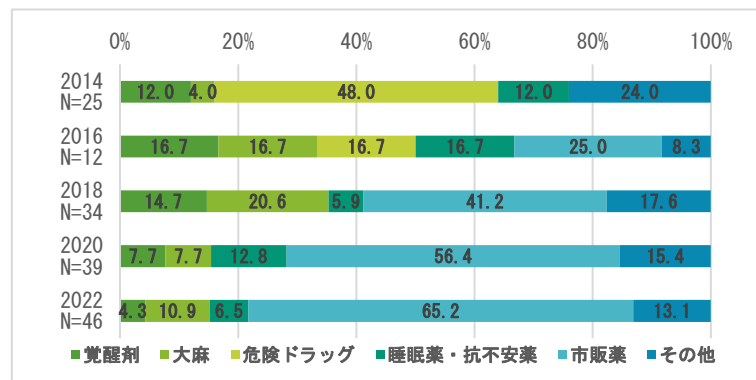
出典：薬物使用に関する全国住民調査（2021年）
（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター）

(3) 市販薬

全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査（2022年）（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター）によると、全国の精神科医療施設における治療を受けた10代患者の「主たる薬物」として、市販薬の割合が年々増加しており、令和4年の調査では65.2%となっています。

乱用されているのは一般的なせき止めやかぜ薬などです。これらには麻薬や覚醒剤と同じような成分がごく少量含まれており、何十錠も一度に服用すると一時的に気分が落ち着いたり高揚したりしますが、同じ量ではやがて効果が出なくなり、のむ量が増加していきます。肝臓や腎臓の障害、呼吸や心臓の停止による死亡例も報告されています。

図 2 4 : 全国の精神科医療施設における治療を受けた10代患者の「主たる薬物」の推移



出典：全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査（2022年）
（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター）

薬物使用と生活に関する全国高校生調査（2021年）（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター）によると、市販薬の過去1年乱用経験率は男性に比べて女性の経験率が高く、全体で見ると1.6%となっています。また、学年が上がるにつれて経験率が増加しています。

表15：市販薬の過去1年乱用経験率の推定値（N=44,613）

	合計			男性			女性		
	点推定値 (%)	95%CI		点推定値 (%)	95%CI		点推定値 (%)	95%CI	
		下限	上限		下限	上限		下限	上限
鎮咳薬・風邪薬	1.1	0.9	1.3	0.9	0.7	1.0	1.2	0.9	1.5
解熱鎮痛薬	1.2	1.0	1.4	0.9	0.7	1.1	1.3	1.0	1.7
いずれかの市販薬	1.6	1.3	1.8	1.2	1.0	1.4	1.7	1.4	2.2

	1年生			2年生			3年生		
	点推定値 (%)	95%CI		点推定値 (%)	95%CI		点推定値 (%)	95%CI	
		下限	上限		下限	上限		下限	上限
鎮咳薬・風邪薬	1.0	0.8	1.3	1.1	0.8	1.5	1.3	1.1	1.6
解熱鎮痛薬	1.1	0.9	1.5	1.2	0.9	1.5	1.3	1.0	1.6
いずれかの市販薬	1.4	1.1	1.9	1.6	1.3	2.0	1.8	1.5	2.1

出典：薬物使用と生活に関する全国高校生調査（2021年）
（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター）

また、県が薬物乱用防止教室の参加高校生を対象にアンケート調査を実施したところ、薬物乱用の意味については91%の高校生が認識しており、大麻の危険性・違法性についても約9割の高校生が知っているという結果でした。

表16：薬物乱用についての意識（N=1,347）

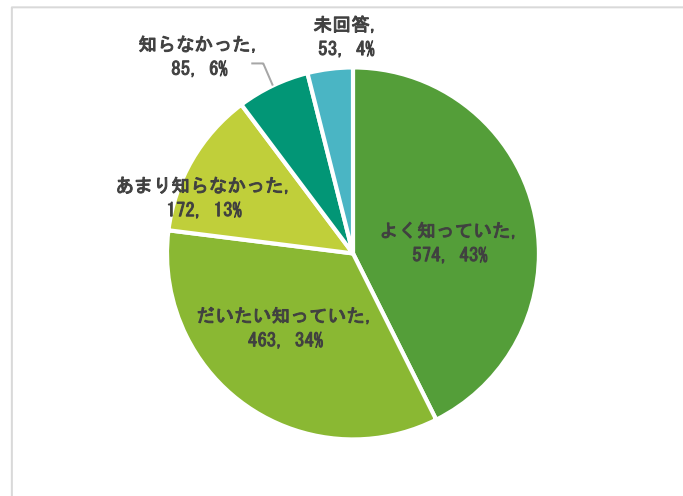
問1 薬物乱用とはどういうことを指すのか知っていましたか。				「だいたい知っていた」以上の割合
よく知っていた	432	だいたい知っていた	799	薬物乱用 91%
あまり知らなかった	60	知らなかった	11	
問2 違法薬物にはどのような種類があるのか知っていましたか。				
よく知っていた	286	だいたい知っていた	834	違法薬物の種類 83%
あまり知らなかった	169	知らなかった	11	
問3 大麻について、その危険性を知っていましたか。				
よく知っていた	570	だいたい知っていた	629	大麻の危険性 89%
あまり知らなかった	92	知らなかった	12	
問4 大麻について、その違法性を知っていましたか。				
よく知っていた	612	だいたい知っていた	545	大麻の違法性 86%
あまり知らなかった	125	知らなかった	17	

県薬物乱用防止教室の参加高校生を対象とした薬物乱用に係る調査結果（R5実施）

さらに、市販薬の過量服用が薬物乱用に当たる危険な行為であるということの認識については、77%の生徒が知っていると回答しましたが、一方、オーバードーズという言葉は知らなかったという生徒が36%いました。加えて、オーバードーズをどこで見たり聞いたりしましたかという質問には動画サイト、SNS、テレビという回答が多い結果となりました。

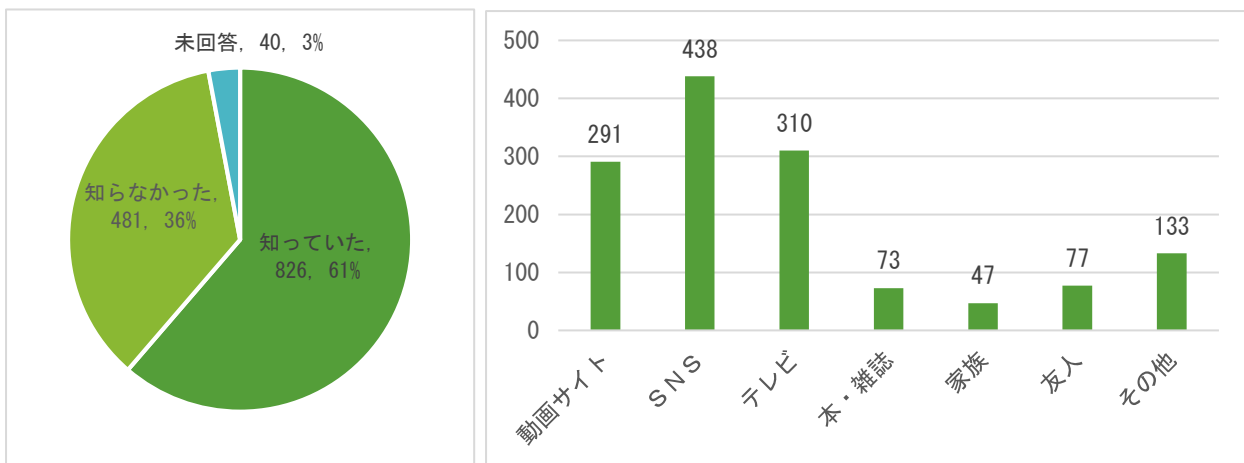
図 25 : オーバードーズについての認識

問 一般に販売されている医薬品（市販薬）を本来の目的から外れて、用法・用量を守らずに使用すること（オーバードーズ）も薬物乱用に当たる危険な行為であることを知っていましたか？（対象：県内高校5校、N=1,347）



問 オーバードーズについて知っていましたか？
（対象：県内高校5校、N=1,347）

問 オーバードーズをどこで見たり聞いたりしましたか？
（対象：県内高校5校、N=826（複数選択））



県薬物乱用防止教室の参加高校生を対象とした薬物乱用に係る調査結果（R5 実施）

これらのことから、動画サイトやSNS等からオーバードーズの情報を入手し、「つらい気持ちを和らげたい」、「生きるための手段として」、「ネットに居場所を求める」といった目的でオーバードーズに至ってしまう状況が推定されます。

オーバードーズの危険性や有害性を周知していくとともに、市販薬購入時の薬業関係者による声掛けや孤立している人達が抱える苦しみに寄り添うスクールカウンセラーなどをはじめとする相談体制の一層の充実化など、関係機関が連携して対応していく必要があります。

第3章 薬物乱用対策の方向性及び取組

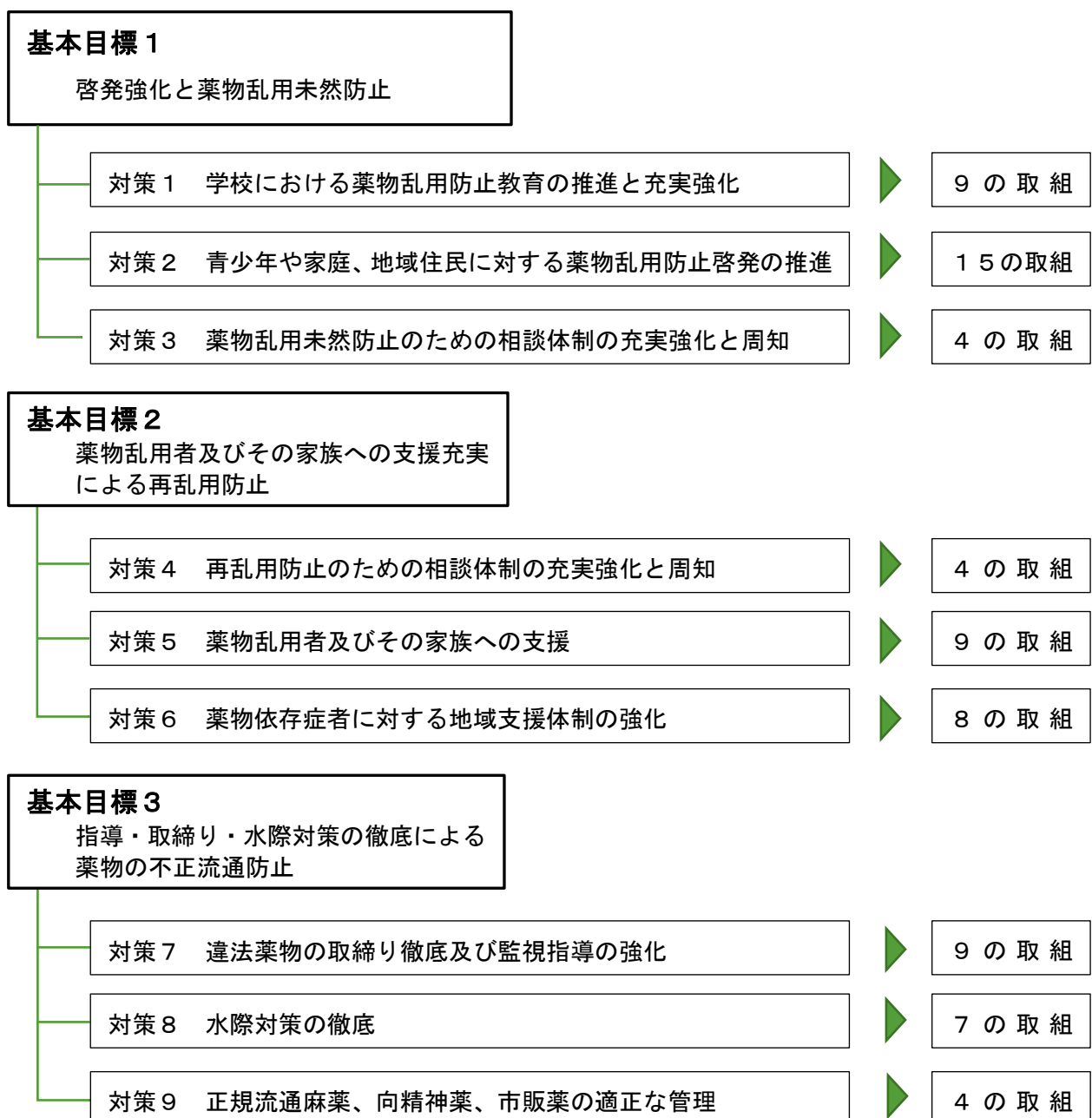
本計画は、これまでの前計画により薬物乱用対策の推進に一定の効果をもたらしていることを踏まえ、前計画の施策展開を踏襲しつつ、時流に沿った効果的な施策を講じていきます。

○ 宮城県薬物乱用対策推進計画（第6期）の構成

総合目標：

- ◆ 薬物乱用のないみやぎの実現
- ◆ 県民が平穩に、安心して暮らすことのできる社会の実現

図：3つの基本目標、9つの対策、69の取組



基本目標 1 啓発強化による薬物乱用未然防止

対策 1 学校における薬物乱用防止教育の推進と充実強化

対策 2 青少年や家庭、地域住民に対する薬物乱用防止啓発の推進

対策 3 薬物乱用未然防止のための相談体制の充実強化と周知

＜取組状況の推移と数値目標＞

項目	R1	R4	数値目標 (R10)
○小・中・高校における薬物乱用防止教室の開催率	87%	86%	100%
○薬物乱用防止指導員による啓発人数	4.6万人	2.6万人	5万人
○公立小・中・高校(仙台市を除く)のスクールカウンセラーの相談件数	5.1万件	5.3万件	—
○公立小・中学校(仙台市を除く)のスクールカウンセラーの稼働率	58%	75%	80%

対策 1 学校における薬物乱用防止教育の推進と充実強化

大麻乱用やオーバードーズの問題は低年齢化しているため、若年層に対する啓発の重要性は増しており、薬物乱用の根絶に向けた規範意識の向上は欠かせません。児童生徒等が、薬物乱用の危険性・有害性について正しい知識を持ち、薬物乱用を拒絶する規範意識を向上させることができるよう、小学校、中学校及び高等学校における指導・教育内容の充実を図るとともに、指導者が、科学的知見に基づいた適切な指導・教育方法を習得するよう研修を行う必要があります。また、大学生等に対する啓発活動の推進を図るため、次の個別目標を設定し、取組を実施します。

(個別目標)

- ① 地域の実情や児童生徒等の発達段階を踏まえ、全ての小・中・高等学校及び義務教育学校で年1回は必ず薬物乱用防止教室を実施する。
- ② すべての児童・生徒等に対して、薬物乱用を拒絶する規範意識の向上を図る。
- ③ 覚醒剤・大麻・向精神薬等の危険性・有害性とあわせて、医薬品の正しい使い方を周知する。
- ④ 若年層に広まる大麻乱用・オーバードーズの危険性等、薬物の最新知識を指導者と共有し、普及啓発を担う人材育成や指導力向上を図る。
- ⑤ 大学、専門学校生を対象とした啓発を実施し、若者の薬物乱用者増加を阻止する。

【取組 1-1】薬物乱用防止教室の推進

- 積極的に講師を派遣し、薬物に関する正しい知識の習得や規範意識の醸成を図ります。

【東北厚生局麻薬取締部、少年課、銃器薬物対策課、薬務課】

- 県内小・中・高等学校に薬物乱用防止教室の開催を働きかけます。

【保健体育安全課】

【取組 1-2】薬物乱用防止教室講師派遣体制の充実と育成

- 教職員、学校薬剤師及び薬物乱用防止指導員等の薬物乱用防止教室の講師となる人材育成のため、資質向上に向けた研修会等を開催するほか、教材として活用できる最新データについて、適宜薬務課ウェブページを介して提供します。

【保健体育安全課、薬務課】

【取組 1-3】薬物乱用防止啓発訪問事業の有効活用

- 厚生労働省が行う薬物乱用防止啓発訪問事業（専門的な講師の派遣や教材の貸し出し）を活用するとともにその周知を図り、薬物乱用防止啓発活動の充実を図ります。

【薬務課】

【取組 1-4】各市町村教育委員会、県立学校への通知

- 夏季休業や冬季休業など学校が長期休業に入る前に、児童・生徒やその保護者に対して薬物乱用に対して注意喚起を図ります。

【義務教育課、高校教育課】

【取組 1-5】講演会等による啓発、麻薬探知犬デモンストレーション

- 講演会等を通じて、若年層に対して薬物の有害性・危険性についての啓発活動を実施していきます。

【横浜税関仙台塩釜税関支署】

- 若年層に対して麻薬探知犬のデモンストレーションを通じて薬物の有害性・危険性についての啓発活動を実施していきます。

【横浜税関仙台空港税関支署】

【取組 1-6】私立学校に対する薬物乱用防止の啓発

- 私立学校に対して薬物乱用防止に関する周知活動を実施するとともに、スクールカウンセラーの配置に対する補助事業を実施します。

【私学・公益法人課】

【取組 1-7】学校警察連絡協議会連絡会議の活用

- 年2回開催される学校警察連絡協議会連絡会議を通じて薬物乱用防止に関する情報共有を図ります。

【義務教育課】

【取組 1-8】教職員への共通理解の徹底、生徒保護者への啓発

- 「生徒指導担当指導主事連絡会議」等各種会議の場を通して、教職員間の共通理解を図ります。

【義務教育課、高校教育課】

- 「保健体育」の授業のほか、「特別活動」等を通じて、生徒・保護者への啓発を図ります。

【高校教育課】

【取組 1-9】大学・専門学校生を対象とした啓発

- 積極的な講師派遣、啓発資料の配布などにより、若年層に薬物に関する正しい知識や誘惑を断ち切る強い規範意識を身に着けさせます。

【東北厚生局麻薬取締部、銃器薬物対策課、薬務課】

対策2 青少年や家庭、地域住民に対する薬物乱用防止啓発の推進

青少年による薬物乱用を防止するためには、学校教育のみならず、国民全体の規範意識の向上が肝要です。「ダメ。ゼッタイ。」普及運動や麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動等の直接、薬物に関連する活動における啓発だけでなく、国民生活のあらゆる機会を捉え、様々な広報媒体を活用して、乱用著しい大麻をはじめとする違法薬物について、科学的知見に基づいた効果的な広報・啓発を実施する必要があります。そのため、次の個別目標を設定し、取組を実施します。

(個別目標)

- ① 各種街頭キャンペーン等を通じて青少年、家庭、地域住民に対し、薬物乱用防止に関する啓発を行う。
- ② 青年層等の参集機会や参集場所において、薬物乱用防止に関する積極的な情報提供、啓発を行う。
- ③ 保護者を対象とした啓発を実施し、家庭内における薬物乱用防止に関わるコミュニケーションの推進を図る。
- ④ 薬物乱用防止指導員等が、集会、会合、催事等を通じてパンフレット等の配布や薬物乱用防止の講義を行う。
- ⑤ デジタルツールを含めた各種広告媒体を活用し、大麻乱用やオーバードーズ防止等に係る効果的な啓発を実施する。

【取組 2-1】「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動の積極的な展開

- 関係機関・団体と連携した街頭キャンペーン等を継続して実施することで、地域社会における薬物乱用根絶に向けた規範意識の醸成を図ります。

【東北厚生局麻薬取締部、薬務課】

【取組 2-2】「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等の積極的な展開

- 青少年の非行・被害防止全国強調月間等において、関係団体等と連携し薬物乱用防止キャンペーン等を積極的に展開します。

【少年課】

【取組 2-3】ガールスカウト及びボーイスカウトへの協力要請

- 各種開催イベント、定期総会等で、薬物乱用防止対策についての啓発活動を行います。

【生涯学習課】

【取組 2-4】社会を明るくする運動等での薬物乱用防止の啓発

- 毎年7月を強調月間とし、青少年向け薬物乱用防止教室を県内各地で実施するほか、相談機関一覧を記載したりカバリーカードを配布し、当事者の支援につなげます。

【仙台保護観察所】

【取組 2-5】少年警察ボランティアと協働した街頭活動の推進

- 薬物乱用少年の早期発見に向けた街頭補導活動などを実施し、地域に根ざした活動により地域の規範意識向上を図ります。

【少年課】

【取組 2-6】 青少年健全育成条例に基づく有害図書指定等による環境整備等

- 違法薬物の乱用を助長する描写が含まれている書籍の発見に努め、条例に基づき有害図書類に指定することで、青少年に対する販売、閲覧を防止します。

【共同参画社会推進課】

【取組 2-7】 不正薬物の取締強化月間における報道機関等での啓発

- 不正薬物の取締強化期間において、報道機関等に対し当該取締強化期間の周知及び不正薬物密輸に関する情報提供依頼を実施します。

【横浜税関仙台塩釜税関支署、横浜税関仙台空港税関支署】

【取組 2-8】 薬物乱用防止にかかる効果的な情報発信

- 薬物乱用防止教室や街頭補導、各種キャンペーンにおいて、実例を踏まえた薬物乱用の危険性を強く訴え、広報車を活用した効果的な情報発信を推進します。

【少年課】

【取組 2-9】 宮城県青年団連絡協議会への薬物乱用防止の啓発

- 県青年団連絡協議会定期大会や県青年文化祭及び県青年体育大会等において、薬物乱用防止対策についての啓発活動を行います。

【生涯学習課】

【取組 2-10】 在所者に対する薬物乱用防止の啓発

- 薬物乱用防止関連図書の備え付け、また視聴覚教材の定期的な放送及び視聴後の感想文作成等により、在所者に対して薬物乱用防止に係る啓発活動を行います。

【仙台少年鑑別所】

【取組 2-11】 労働関係機関における有職・無職少年を対象とした薬物乱用防止啓発の充実

- 県内に設置されている労働基準監督署、ハローワーク（出張所含む）の他、出先機関等において、薬物乱用防止啓発のポスターの掲示等により啓発を図ります。

【宮城労働局】

【取組 2-12】 PTA に対する研修会等を利用した保護者への啓発

- PTA 指導者研修会の参加者に対して啓発活動を行います。

【生涯学習課】

【取組 2-13】 宮城県薬物乱用防止指導員等による啓発活動

- 引き続き地域に根差した啓発活動に取り組むとともに、指導員に対しては最新の薬物情勢等について情報提供することで、その活動を支援します。

【東北厚生局麻薬取締部、薬務課】

【取組 2-14】 消費生活センターでの啓発ポスターの掲示や啓発チラシの配布

- 県民への啓発を図るため、啓発ポスターを消費生活センターに掲示するとともに、啓発用チラシを出前講座で配布及び同センターに配架します。

【消費生活・文化課】

【取組 2-15】 多様化する違法薬物情報の積極的周知の強化

- 大麻や危険ドラッグが、他の規制薬物よりも安全といった誤情報が浸透していることから、デジタルツールを含めた各種広告媒体を活用し、その有害性、危険性の正しい知識を普及させ、広報啓発に努めます。

【薬務課、銃器薬物対策課】

対策3 薬物乱用未然防止のための相談体制の充実強化と周知

薬物乱用は、好奇心、投げやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、断りにくい人間関係、宣伝・広告や入手しやすさ等の社会環境等によって助長されます。それらに適切に対処できる環境づくりが重要であるため、次の個別目標を設定し、取組を実施します。

(個別目標)

- ① 教育機関等において専門人員等を確保し、児童生徒やその保護者からの相談に応じる体制を拡充させる。
- ② 地域の薬剤師、登録販売者、行政関係者間での情報共有を行い、ゲートキーパーの担い手を育成・整備する。

【取組 3-1】スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業

- 児童生徒、保護者、教職員の相談業務を行うスクールカウンセラーを各学校に、専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを教育委員会に配置します。
【義務教育課、高校教育課】

【取組 3-2】教育相談充実事業

- 児童生徒への心のケアや、問題を抱える児童生徒への支援及び問題行動等の未然防止・早期対応のために、教育相談、支援体制の一層の整備・充実を図ります。
【義務教育課】

【取組 3-3】県総合教育センターにおける児童生徒や保護者からの相談への応需

- 「不登校・発達支援相談室」で電話及び面接による専門的教育相談を行います。「24時間子供SOSダイヤル」による電話相談、SNSを活用した相談に応じます。
【高校教育課】

【取組 3-4】地域の薬剤師、登録販売者等と共同したゲートキーパーの担い手育成及び整備

- 各地区薬剤師会等と最新の薬物知識について共有することで、医療用医薬品の服薬指導時や一般薬販売時の声掛けなど、薬剤師、登録販売者のゲートキーパーとしての役割を強化します。
【薬務課】

基本目標 2 薬物乱用者及びその家族への支援充実による再乱用防止

対策 4 再乱用防止のための相談体制の充実強化と周知

対策 5 薬物乱用者及びその家族への支援

対策 6 薬物依存症者に対する地域支援体制の強化

<取組状況の推移>

項目	R1	R4	数値目標 (R10)
○相談窓口における薬物相談数	170件	245件	—
○薬物乱用者及びその家族に対する支援事業の延べ参加人数	(本人) 100人 (家族) 17人 (引受人) 44人	(本人) 101人 (家族) 4人 (引受人) 52人	—
○薬物依存症地域支援者ネットワーク協議会の所属団体数及び実施回数	15団体 9回	20団体 10回	—

対策 4 再乱用防止のための相談体制の充実強化と周知

薬物事犯者やオーバードーズ経験者自身及びその家族が、薬物乱用に関する不安や悩みを抱え込んでしまわないように、各機関の役割ごとに相談窓口を設置し、それを活用してもらうことが重要であるため、次の個別目標を設定し、取組を実施します。

(個別目標)

- ① 東北厚生局麻薬取締部の相談電話、警察の少年相談電話、精神保健福祉センター及び保健所の相談窓口等の一層の周知徹底を図る。
- ② 民間支援団体等、より専門的な知識を持つ団体等との連携強化により相談体制を充実させる。

【取組 4-1】県民からの薬物犯罪に関する情報提供や相談に適切に対応するための相談電話の周知徹底

- 県民からの薬物犯罪に関する情報提供や相談に適切に対応するための相談電話について、薬物乱用防止活動や各種広報媒体を通じて周知徹底を図ります。

【銃器薬物対策課】

【取組 4-2】少年相談窓口の周知と対応の充実

- 少年相談窓口の周知を推進し、少年の薬物に関する相談に対応するとともに、相談の解決に向けた対応や助言等を的確に実施します。

【少年課】

【取組 4-3】薬物関係相談電話の利用促進

- 専用回線による総合的な薬物相談対応を行うとともに、講演の場などで周知を図ります。

【東北厚生局麻薬取締部】

【取組 4-4】薬物関連相談窓口の周知と充実

- 県や市町村の広報誌、ホームページやラジオ放送など様々な媒体を使うほか、保護観察所の引受人会参加団体等と連携し、相談窓口の周知を図ります。

【精神保健福祉センター、薬務課】

対策5 薬物乱用者及びその家族への支援

薬物の再乱用を防止するためには、薬物依存症者であることも多い薬物事犯者やオーバードーズ経験者に対し、薬物を使用しないよう指導するとともに、薬物依存症は適切な治療・支援により回復可能な病気であるという認識を持たせ、適切な治療・支援を受けさせる等、刑事施設等入所中から保護観察を経て、地域移行に至るまでの継続的かつ長期的な指導・支援の充実が重要になるため、次の個別目標を設定し、取組を実施します。

(個別目標)

- ① 薬物乱用者を対象とした回復プログラム、その家族を対象とした依存症家族教室等を開催することで、当事者と家族に対する支援体制の充実を図る。
- ② 保護観察所等の処遇機関で引受人会を開催し、薬物乱用に悩む家族を支援する。
- ③ 保護観察が付かない執行猶予判決を受けた者等に対し、社会福祉士や精神保健福祉士による再乱用防止プログラムを実施する。
- ④ 薬物乱用者等の生活再建を図るため、就労支援や社会貢献活動、再乱用防止教育等を実施し、再乱用に陥らせないようにする。

【取組 5-1】薬物初犯者等の再乱用防止支援

- 薬物依存からの脱却を望む者やその家族、薬物犯罪で検挙され執行猶予付き判決を受けた者等に対し、精神保健福祉士の専門知識を活用して再乱用防止プログラムを実施します。

【東北厚生局麻薬取締部】

【取組 5-2】薬物依存集団回復プログラム及び依存症家族教室の実施

- 依存症家族教室、薬物依存症集団回復プログラムを実施します。プログラム中断者に対しても手紙や電話等で継続的に支援を行います。

【精神保健福祉センター】

【取組 5-3】薬物事犯対象者の引受人会の充実

- 薬物依存に関する治療必要性の理解向上、薬物事犯対象者の家族等の負担感軽減等を目的として引受人会を開催します。

【仙台保護観察所】

【取組 5-4】刑務所出所者等就労支援事業

- 刑務所出所者等就労支援事業として、矯正施設、保護観察機関及び職業安定機関等が連携を図りながら、支援対象者の就労支援を実施します。

【宮城労働局】

【取組 5-5】薬物事犯者に対する薬物乱用防止の啓蒙

- 薬物乱用防止関連図書を備え付けるなどして、少年鑑別所在所者に対し薬物乱用に係る問題について積極的に啓蒙を行います。

【仙台少年鑑別所】

【取組 5-6】薬物事犯保護観察対象者等に対する処遇の充実強化

- 薬物処遇ユニットを設置し、保護観察対象者等のアセスメントを行い、より適切な処遇を実施するほか、薬物再乱用防止プログラムにおける集団処遇を実施します。

【仙台保護観察所】

【取組 5-7】薬物事犯保護観察対象者に対する就労支援

- 公共職業安定所及び就労支援事業所と連携して就労支援を実施し、適性を踏まえた就労と就労定着を促進します。

【仙台保護観察所】

【取組 5-8】地域生活定着支援センター設置による社会復帰支援

- 福祉的支援を必要とする矯正施設出所予定者に対して相談支援を行う「地域生活定着支援センター」を設置し、社会復帰と地域生活への定着を支援します。

【社会福祉課】

【取組 5-9】立ち直り支援活動の推進

- 執行猶予付きの処分を受ける見込みの被疑者に対し、警察庁が発行する薬物再乱用防止対策用資料を閲覧及び配付するなどして、被疑者の再乱用防止を支援します。

【少年課、銃器薬物対策課】

対策6 薬物依存症者に対する地域支援体制の強化

薬物依存症者の再乱用を防止するためには、刑事司法関係機関での対応を終えた後も地域社会の中で引き続き適切な支援を受けることができるよう、地域の医療・保健・福祉機関が連携を図り、適切な窓口につないで、支援を受けられるようにすることが重要になるため、次の個別目標を設定し、取組を実施します。

(個別目標)

- ① 薬物依存症者の支援者を対象とした研修会を開催し、依存症等の理解を深めることで、地域支援体制を強化する。
- ② 更生保護に欠かせない保護司を確保・育成する。
- ③ 依存症治療拠点機関及び専門医療機関等にコーディネーターを配置し、依存症の相談支援体制及び医療提供体制の整備を推進する。
- ④ 薬物依存症問題に取り組む民間支援団体による活動を支援する。
- ⑤ 民間支援団体や関係機関等による密接なネットワーク体制を構築し、薬物依存症者への支援を充実させる。

【取組 6-1】薬物依存症者の支援者を対象とした研修会等の開催

- より多くの地域支援者が依存症を理解し支援できるように、そのニーズに合った研修を開催します。

【精神保健福祉センター】

【取組 6-2】保護司の確保育成事業

- 保護司活動のデジタル化及びその基盤整備を推進します。保護司適任者に係る情報収集及び保護司活動を体験する機会（インターンシップ）を提供します。

【仙台保護観察所】

【取組 6-3】専門医療機関等における医療提供体制等の整備推進

- 専門医療機関増加に向けた調整や取組を実施するほか、依存症治療拠点機関及び専門医療機関にコーディネーターを配置し、依存症患者及び家族等を支援します。

【精神保健推進室】

【取組 6-4】薬物依存症問題に取り組む民間団体支援事業

- 依存症関連問題を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、依存症関連問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援します。

【精神保健推進室】

【取組 6-5】更生保護施設等における薬物事犯対象者の処遇の充実

- 薬物事犯対象者への処遇充実の一環として、更生保護施設の一室を自助グループのミーティング会場として提供します。

【仙台保護観察所】

【取組 6-6】薬物依存に関する情報収集、調査等の実施及び情報提供

- 薬物依存症地域支援者ネットワーク協議会への参加などを通じて、依存症支援に係る医療、行政、民間団体等から情報収集を行い、支援体制の強化を目指します。

【精神保健福祉センター】

【取組 6-7】薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドラインを基にした関係機関との連携

- 関係機関相互のより緊密な連携を図り、地域の支援体制を強化するために、継続して薬物依存症地域支援者ネットワーク協議会等を開催します。

【仙台保護観察所】

【取組 6-8】薬物依存回復訓練委託等の制度的枠組を活用した民間支援団体・関係機関等との連携強化

- 薬物事犯保護観察対象者等に必要な援助等を受けさせて、その改善更生を図るため、民間支援団体における薬物依存回復訓練施設としての登録、委託を促進します。

【仙台保護観察所】

基本目標3 指導・取締り・水際対策の徹底による薬物の不正流通防止

対策7 違法薬物の取締り徹底及び監視指導の強化

対策8 水際対策の徹底

対策9 正規流通麻薬、向精神薬、市販薬の適正な管理

<取組状況の推移と目標値>

項目	R1	R4	数値目標 (R10)
○麻薬業務所に対する年間立入検査率	37%	31%	35%
○薬局、店舗販売業における濫用等のおそれのある医薬品の販売方法の法令遵守率	—	97% (R5)	100%

対策7 違法薬物の取締り徹底及び監視指導の強化

不正薬物の流通等を阻止するためには、薬物の供給源となる薬物密売組織を壊滅するとともに、末端乱用者に対する取締りを徹底する、需要と供給両面からの対策が必要であり、暴力団等の薬物犯罪組織の実態やその相互の結節点の解明、末端乱用者から入手先への捜査、巧妙化する密売手口等の情報収集や分析等を関係機関が連携して推進する必要があることから、次の個別目標を設定し、取組を実施します。

(個別目標)

- ① 末端乱用者に対する取締りを徹底し、需要の根絶を図る。
- ② 関係機関相互の密な情報共有、連携強化により、密売組織等の効率的な情報収集及び徹底検挙を図る。
- ③ 暴力団や外国人密売組織の関与する薬物犯罪の取締りを徹底し、壊滅を図る。
- ④ 関係法令を駆使し、薬物犯罪収益の徹底した剥奪を推進する。
- ⑤ 不正栽培及び自生する大麻・けしの発見、除去により撲滅を図る。
- ⑥ 違法薬物等の供給遮断に努め、宮城県内から違法薬物等に起因する健康被害をなくす。

【取組 7-1】 末端乱用者の徹底検挙と環境浄化

- 末端乱用者を徹底して検挙し、適正な刑罰を受けさせることで薬物の需要の根絶を図り、さらには上部組織の突き上げ捜査を行い、供給源を遮断します。

【東北厚生局麻薬取締部、銃器薬物対策課】

【取組 7-2】 規制薬物等薬密売組織の実態解明、情報収集及び取締りの徹底

- 関係捜査機関と連携を図り、あらゆる警察活動を通じて薬物関連情報を収集することで、密売組織の実態解明、検挙を推進します。

【東北厚生局麻薬取締部、銃器薬物対策課】

【取組 7-3】 暴力団犯罪における薬物犯罪との関連性を念頭に置いた捜査の推進

- 検挙した暴力団構成員等の背後に薬物事犯が潜在する可能性を意識し、違法薬物密売ルートや資金の流入経路等の実態解明及び封圧に努めます。

【暴力団対策課】

【取組 7-4】 麻薬特例法及び組織犯罪処罰法等を積極的に活用した薬物犯罪収益の剥奪

- 薬物密売組織に対して、薬物犯罪収益等の隠匿・收受行為を罰する麻薬特例法の適用に努め、また同法に基づく没収や追徴保全命令の活用にも努めます。

【仙台地方検察庁、東北厚生局麻薬取締部、銃器薬物対策課】

【取組 7-5】 不正大麻・けし撲滅運動

- 県内から不正大麻・けしを撲滅するため、他機関と連携して取締りを実施するとともに、免許を受けた大麻栽培者へ適切な管理を指導します。

【薬務課】

【取組 7-6】 特定商取引法及び消費生活条例に基づく販売業者に対する監視指導等の強化

- 消費者から寄せられる相談等情報をもとに、販売業者が特定商取引法や消費生活条例に違反していないか監視し、薬物乱用に係る情報は速やかに情報共有します。

【消費生活・文化課】

【取組 7-7】 宮城県指定薬物審査会の開催及び知事指定薬物の指定による規制の強化

- 知事指定薬物として指定を積極的に行っている東京都や大阪府と連携し、迅速に知事指定薬物として指定を行い、危険ドラッグ流入の阻止を図ります。

【薬務課】

【取組 7-8】 違法薬物の指導取締り強化

- 税関等関係機関と連携し、危険ドラッグなどの密輸入者を検挙すると共に、危険ドラッグ販売店が県内に出店することがないよう情報収集や監視を強化します。

【東北厚生局麻薬取締部、薬務課、銃器薬物対策課】

【取組 7-9】 麻薬取締協議会等における関係機関との情報共有

- 北海道・東北地区麻薬取締協議会を開催し、管内各取締関係機関と情報共有します。

【東北厚生局麻薬取締部】

対策8 水際対策の徹底

薬物乱用を防止するためには、需要の根絶を図るとともに、その供給を遮断することが肝要です。不正薬物の密輸阻止に向けた水際対策の徹底を図っていくためには、各関係機関において、密輸等に関する情報収集・分析能力を高めるとともに、関係機関同士が連携して水際における薬物取締り体制を強化する必要があるため、次の個別目標を設定し、取組を実施します。

(個別目標)

- ① 入管法に基づく薬物関係外国人の強制退去、偽変造文書等対策の厳格かつ的確な実施により薬物密輸入を阻止する。
- ② 各関係機関の連携強化により、効率的な情報収集及び共有を図るとともに、積極的な合同捜査を実施し、水際取締りを徹底する。

【取組 8-1】 海事関係者に対する指導・啓発活動

- 関係機関との連携強化、海事関係者等に対する指導、啓発活動を実施します。

【宮城海上保安部】

【取組 8-2】 関係機関の連携強化

- 関係機関との人事交流、密輸入対策会議の開催、研修等への相互派遣及び不正薬物密輸入に係る合同取締りを実施するなどして、連携強化を図ります。

【仙台地方検察庁、横浜税関仙台塩釜税関支署、横浜税関仙台空港税関支署、東北厚生局麻薬取締部、宮城海上保安部、銃器薬物対策課】

【取組 8-3】 漁協等に対する洋上取引等の情報収集、監視艇等を活用した取締りの徹底

- 各漁協等関係者に不正薬物取締り等の取組を周知し情報収集の強化を、監視艇を使用した洋上巡回、各漁港等への陸上巡回頻度を増やし密輸入防止強化を図ります。

【横浜税関仙台塩釜税関支署】

【取組 8-4】 港湾関係者からの情報及び事前情報等に基づく取締り、貨物検査の強化

- 漁港関係者の協議会等で情報提供を依頼するとともに、貨物に関する事前情報等密輸関連情報を精査し、取締り検査機器を効果的に活用して検査の強化を図ります。

【横浜税関仙台塩釜税関支署】

【取組 8-5】 航空関係者からの情報収集、不正薬物密輸入事件等の分析

- 関係機関及び関係者から情報収集を行うとともに不正薬物密輸入事件の分析を行い、分析結果に基づいた効果的な水際取締りを実施します。

【横浜税関仙台空港税関支署】

【取組 8-6】 個人識別情報を活用した入国審査及び偽変造文書対策等の厳格かつ的確な実施

- 個人識別情報を活用した入国審査及び偽変造文書対策等を厳格かつ的確に実施し、違法薬物の本邦への持ち込みを企図する外国人の入国を水際で阻止します。

【仙台出入国在留管理局】

【取組 8-7】 出入国管理及び難民認定法第 24 条第 4 号チに規定する退去強制事由に該当する外国人に関する関係機関からの通報に係る対応体制の充実

- 退去強制事由に該当する外国人の通報体制の充実を図るため、関係機関との良好な関係の維持・構築に努め、適切かつ確実な退去強制手続の遂行を継続していきます。

【仙台出入国在留管理局】

対策9 正規流通麻薬、向精神薬、市販薬の適正な管理

医療用として正規に流通している麻薬、向精神薬が、不正な売買や譲渡、譲受等を通じて乱用されたり、重大事犯への悪用や関係者等により不適切に使用されたりするのを防止するため、麻薬業務所等の監視を強化する必要があります。また、市販薬等の過剰摂取（オーバードーズ）が社会問題化しており、市販薬販売体制における法令遵守を徹底する必要があるため、次の個別目標を設定し、取組を実施します。

（個別目標）

- ① 麻薬業務所に対する年間立入検査率を35%以上とし、医療用麻薬、向精神薬等の適正管理を徹底させる。
- ② 国と県は一層連携し、正規流通麻薬等の適正な管理について、医療機関等に対し指導監督していく。
- ③ 麻薬、向精神薬等の適正使用推進のための研修会等を通じて、法令違反を防止する。
- ④ 偽造・変造処方箋が発見された際には、薬剤師会・医師会と速やかに情報共有し、医薬品の不正入手の防止を図る。
- ⑤ 濫用等のおそれのある医薬品の販売方法について法令遵守を徹底させ、市販薬の販売体制適正化を促す。

【取組9-1】麻薬、向精神薬等の違法流出防止及び有用性活用のための監視・指導

- 麻薬業務所に対する年間立入検査率35%以上を維持し、その継続的な指導監視により、医療用麻薬等の適正管理を徹底させます。

【東北厚生局麻薬取締部、薬務課】

【取組9-2】市販薬販売に係る法令遵守の徹底

- 薬局、ドラッグストアにおける濫用等のおそれのある医薬品等の販売方法について、立入検査時の指導等により医薬品医療機器等法遵守を徹底させます。

【薬務課】

【取組9-3】医療用麻薬等の適正使用に向けた情報提供

- 医療機関等を対象とした研修会における医療用麻薬及び向精神薬等の適正使用に向けた情報提供のほか、薬剤師会、医師会との偽造・変造処方箋情報の速やかな共有等により、医薬品の不正流通防止を図ります。

【東北厚生局麻薬取締部、薬務課】

【取組9-4】労働安全衛生法に基づく有機溶剤の適切な使用・管理指導

- 労働安全衛生法に基づき、有機溶剤を使用している事業者に対して適切な使用・保管を指導します。

【宮城労働局】

資 料 編

- 1 宮城県薬物乱用対策推進計画（第6期）の取組一覧
- 2 基本目標及び各対策を支える具体的取組
- 3 会議設置要綱
 - 3-1 宮城県薬物乱用対策推進本部設置要綱
 - 3-2 宮城県薬物乱用対策有識者会議設置要綱
 - 3-3 宮城県薬物乱用対策庁内会議設置要綱
- 4 育成講師による薬物乱用防止教室講師派遣手順
- 5 薬物乱用防止指導員関係組織図
- 6 宮城県薬物の濫用の防止に関する条例
- 7 薬物乱用に関する相談窓口

1 宮城県薬物乱用対策推進計画（第6期）の取組一覧

基本目標 1 啓発強化と薬物乱用未然防止

対策1
 学校における薬物乱用防止教育の推進と充実強化

対策2
 青少年や家庭、地域住民に対する薬物乱用防止啓発の推進

対策3
 薬物乱用未然防止のための相談体制の充実強化と周知

〔個別目標〕
① 地域の実情や児童生徒等の発達段階を踏まえ、全ての小・中・高等学校及び義務教育学校で年1回は必ず薬物乱用防止教室を実施する。
② すべての児童・生徒等に対して、薬物乱用を拒絶する規範意識の向上を図る。
③ 覚醒剤・大麻・向精神薬等の有害性・危険性とあわせて、医薬品の正しい使い方を周知する。
④ 若年層に広まる大麻乱用・オーバードーズの危険性等、薬物の最新知識を指導者と共有し、普及啓発を担う人材育成や指導力向上を図る。
⑤ 大学、専門学校生を対象とした啓発を実施し、若者の薬物乱用者増加を阻止する。
〔個別目標〕
① 各種街頭キャンペーン等を通じて青少年、家庭、地域住民に対し、薬物乱用防止に関する啓発を行う。
② 青年層等の参集機会や参集場所において、薬物乱用防止に関する積極的な情報提供、啓発を行う。
③ 保護者を対象とした啓発を実施し、家庭内における薬物乱用防止に関わるコミュニケーションの推進を図る。
④ 薬物乱用防止指導員等が、集会・会合・催事等を通じてパンフレット等の配布や薬物乱用防止の講義を延べ5万人／年に対して行う。
⑤ デジタルツールを含めた各種広告媒体を活用し、大麻乱用やオーバードーズ防止等に係る効果的な啓発を実施する。
〔個別目標〕
① 教育機関等において専門人員等を確保し、児童生徒やその保護者からの相談に応じる体制を拡充させる。
② 地域の薬剤師、登録販売者、行政関係者間での情報共有を行い、ゲートキーパーの担い手を育成・整備する。

取組番号

取組通し番号

1-1	薬物乱用防止教室の推進	東北厚生局麻薬取締部 県保健福祉部薬務課 県教育庁保健体育安全課 県警察本部少年課 県警察本部銃器薬物対策課	1
1-2	薬物乱用防止教室講師派遣体制の充実と育成	県保健福祉部薬務課 県教育庁保健体育安全課	2
1-3	薬物乱用防止啓発訪問事業の有効活用	県保健福祉部薬務課	3
1-4	各市町村教育委員会、県立学校への通知	県教育庁義務教育課 県教育庁高校教育課	4
1-5	講演会等による啓発、麻薬探知犬デモンストレーション	横浜税関仙台塩釜税関支署 横浜税関仙台空港税関支署	5
1-6	私立学校に対する薬物乱用防止の啓発	総務部私学・公益法人課	6
1-7	学校警察連絡協議会連絡会議の活用	県教育庁義務教育課	7
1-8	教職員への共通理解の徹底、生徒保護者への啓発	県教育庁義務教育課 県教育庁高校教育課	8
1-9	大学、専門学校生を対象とした啓発	東北厚生局麻薬取締部(再掲) 県保健福祉部薬務課 県警察本部銃器薬物対策課(再掲)	9
2-1	「ダム。ゼツタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動の積極的な展開	東北厚生局麻薬取締部 県保健福祉部薬務課	10
2-2	「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等の積極的な展開	県警察本部少年課	11
2-3	ガールスカウト及びボーイスカウトへの協力要請	県教育庁生涯学習課	12
2-4	社会を明るくする運動等での薬物乱用防止の啓発	仙台保護観察所	13
2-5	少年警察ボランティアと協働した街頭活動の推進	県警察本部少年課	14
2-6	青少年健全育成条例に基づく有書図書指定等による環境整備等	県環境生活部共同参画社会推進課	15
2-7	不正薬物の取締強化月間における報道機関等での啓発	横浜税関仙台塩釜税関支署 横浜税関仙台空港税関支署	16
2-8	薬物乱用防止にかかる効果的な情報発信	県警察本部少年課	17
2-9	宮城県青年団連絡協議会への薬物乱用防止の啓発	県教育庁生涯学習課	18
2-10	在所者に対する薬物乱用防止の啓発	仙台少年鑑別所	19
2-11	労働関係機関における有職、無職少年を対象とした薬物乱用防止啓発の充実	宮城労働局	20
2-12	PTAに対する研修会等を利用した保護者への啓発	県教育庁生涯学習課	21
2-13	宮城県薬物乱用防止指導員等による啓発活動	東北厚生局麻薬取締部 県保健福祉部薬務課	22
2-14	消費生活センターでの啓発ポスターの掲示や啓発チラシの配布	県環境生活部消費生活・文化課	23
2-15	多様化する違法薬物情報の積極的周知の強化	県保健福祉部薬務課 県警察本部銃器薬物対策課	24
3-1	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業	県教育庁義務教育課 県教育庁高校教育課	25
3-2	教育相談充実事業	県教育庁義務教育課	26
3-3	県総合教育センターにおける児童生徒や保護者からの相談への応需	県教育庁高校教育課	27
3-4	地域の薬剤師、登録販売者等と共同したゲートキーパーの担い手の育成及び整備	県保健福祉部薬務課	28

基本目標2 薬物乱用者及びその家族への支援充実による再乱用防止

<p>対策4 再乱用防止のため相談体制の充実強化と周知</p>	<p>〔個別目標〕</p> <p>① 東北厚生局麻薬取締部の相談電話、警察の少年相談電話、精神保健福祉センター及び保健所の相談窓口等の一層の周知徹底を図る。</p> <p>② 民間支援団体等、より専門的な知識を持つ団体等との連携強化により相談体制を充実させる。</p>
<p>対策5 薬物乱用者及びその家族への支援</p>	<p>〔個別目標〕</p> <p>① 薬物乱用者を対象とした回復プログラム、その家族を対象とした依存症家族教室等を開催することで、当事者と家族支援の充実を図る。</p> <p>② 保護観察所等の処遇機関で引受人会を開催し、薬物乱用に悩む家族を支援する。</p> <p>③ 保護観察が付かない執行猶予判決を受けた者等に対し、社会福祉士や精神保健福祉士による再乱用防止プログラムを実施する。</p> <p>④ 薬物乱用者等の生活再建を図るため、就労支援や社会貢献活動、再乱用防止教育等を実施し、再乱用に陥らせないようにする。</p>
<p>対策6 薬物依存症者に対する地域支援体制の強化</p>	<p>〔個別目標〕</p> <p>① 薬物依存症者の支援者を対象とした研修会を開催し、依存症等の理解を深めることで、地域支援体制を強化する。</p> <p>② 更生保護に欠かせない保護司を確保育成する。</p> <p>③ 依存症治療拠点機関及び専門医療機関等にコーディネーターを配置し、依存症の相談支援体制及び医療提供体制の整備を推進する。</p> <p>④ 薬物依存症問題に取り組む民間支援団体による活動を支援する。</p> <p>⑤ 民間支援団体や関係機関等による密接なネットワーク体制を構築し、薬物依存症者への支援を充実させる。</p>

取組番号

取組通し番号

4-1	県民からの薬物犯罪に関する情報提供や相談に適切に対応するための相談電話の周知徹底	県警察本部銃器薬物対策課	29
4-2	少年相談窓口の周知と対応の充実	県警察本部少年課	30
4-3	薬物関係相談電話の利用促進	東北厚生局麻薬取締部	31
4-4	薬物関連相談窓口の周知と充実	県保健福祉部薬務課 県精神保健福祉センター	32
5-1	薬物初犯者等の再乱用防止支援	東北厚生局麻薬取締部	33
5-2	薬物依存症集団回復プログラム及び依存症家族教室の実施	県精神保健福祉センター	34
5-3	薬物事犯者の引受人会の充実	仙台保護観察所	35
5-4	刑務所出所者等就労支援事業	宮城労働局	36
5-5	薬物事犯者に対する薬物乱用防止の啓蒙	仙台少年鑑別所	37
5-6	薬物事犯保護観察対象者等に対する処遇の充実強化	仙台保護観察所	38
5-7	薬物事犯保護観察対象者に対する就労支援	仙台保護観察所	39
5-8	地域生活定着支援センター設置による社会復帰支援	県保健福祉部社会福祉課	40
5-9	立ち直り支援活動の推進	県警察本部少年課 県警察本部銃器薬物対策課	41
6-1	薬物依存症者の支援者を対象とした研修会等の開催	県精神保健福祉センター	42
6-2	保護司の確保育成事業	仙台保護観察所	43
6-3	専門医療機関等における医療提供体制等の整備推進	県保健福祉部精神保健推進室	44
6-4	薬物依存症問題に取り組む民間団体支援事業	県保健福祉部精神保健推進室	45
6-5	更生保護施設等における薬物事犯対象者の処遇の充実	仙台保護観察所	46
6-6	薬物依存に関する情報収集、調査等の実施及び情報提供	精神保健福祉センター	47
6-7	薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドラインを基にした関係機関との連携	仙台保護観察所	48
6-8	薬物依存回復訓練委託等の制度的枠組を活用した民間支援団体・関係機関等との連携強化	仙台保護観察所	49

基本目標3 指導・取締り・水際対策の徹底による薬物の不正流通防止

対策7
違法薬物の取締り徹底及び監視指導の強化

〔個別目標〕
① 末端乱用者に対する取締りを徹底し、需要の根絶を図る。
② 関係機関相互の密な情報共有、連携強化により、密売組織等の効率的な情報収集及び徹底検挙を図る。
③ 暴力団や外国人密売組織の関与する薬物犯罪の取締りを徹底し、壊滅を図る。
④ 関係法令を駆使し、薬物犯罪収益の徹底した剥奪を推進する。
⑤ 不正栽培及び自生する大麻・けしの発見、除去を実施し、撲滅を図る。
⑥ 違法薬物等の供給遮断に努め、宮城県内から違法薬物等に起因する健康被害をなくす。

対策8
水際対策の徹底

〔個別目標〕
① 入管法に基づく薬物関係外国人の退去強制、個人識別情報を活用した入国審査及び偽変造文書対策等の厳格かつ的確な実施により薬物密輸入を阻止する。
② 各関係機関の連携強化により、効率的な情報収集及び共有を図るとともに、積極的な合同捜査を実施し、水際取締りを徹底する。

対策9
正規流通麻薬、向精神薬、市販薬等の適正な管理

〔個別目標〕
① 麻薬業務所に対する年間立入検査率を35%以上とし、医療用麻薬、向精神薬等の適正管理を徹底させる。
② 国と県は一層連携し、正規流通麻薬等の適正な管理について、医療機関等に対し指導監督していく。
③ 麻薬、向精神薬等の適正使用推進のための研修会等を通じて、法令違反を防止する。
④ 偽造・変造処方箋が発見された際には、薬剤師会・医師会と速やかに情報共有し、医薬品の不正入手の防止を図る。
⑤ 濫用等のおそれのある医薬品の販売方法について、法令遵守を徹底させ、市販薬の販売体制適正化を促す。

取組番号

取組通し番号

7-1	末端乱用者の徹底検挙と環境浄化	東北厚生局麻薬取締部 県警察本部銃器薬物対策課	50
7-2	規制薬物等密売組織の実態解明、情報収集及び取締りの徹底	東北厚生局麻薬取締部 県警察本部銃器薬物対策課	51
7-3	暴力団犯罪における薬物犯罪との関連性を念頭に置いた捜査の推進	県警察本部暴力団対策課	52
7-4	麻薬特例法及び組織犯罪処罰法等を積極的に活用した薬物犯罪収益の剥奪	仙台地方検察庁 東北厚生局麻薬取締部 県警察本部銃器薬物対策課	53
7-5	不正大麻・けし撲滅運動	県保健福祉部薬務課	54
7-6	特定商取引法及び消費生活条例に基づく販売業者に対する監視指導等の強化	県環境生活部消費生活・文化課	55
7-7	宮城県指定薬物審査会の開催及び知事指定薬物の指定による規制の強化	県保健福祉部薬務課	56
7-8	違法薬物の指導取締り強化	東北厚生局麻薬取締部 県保健福祉部薬務課 県警察本部銃器薬物対策課	57
7-9	麻薬取締協議会等における関係機関との情報共有	東北厚生局麻薬取締部	58
8-1	海事関係者に対する指導・啓発活動	宮城海上保安部	59
8-2	関係機関の連携強化	仙台地方検察庁 横浜税関仙台塩釜税関支署 横浜税関仙台空港税関支署 東北厚生局麻薬取締部 宮城海上保安部 県警察本部銃器薬物対策課	60
8-3	漁協等に対する洋上取引等の情報収集、監視艇等を活用した取締りの徹底	横浜税関仙台塩釜税関支署	61
8-4	港湾関係者からの情報及び事前情報等に基づく取締り、貨物検査の強化	横浜税関仙台塩釜税関支署	62
8-5	航空関係者からの情報収集、不正薬物密輸入事件等の分析	横浜税関仙台空港税関支署	63
8-6	個人識別情報を活用した入国審査及び偽変造文書対策等の厳格かつ的確な実施	仙台出入国在留管理局	64
8-7	出入国管理及び難民認定法第24条第4号子に規定する退去強制事由に該当する外国人に関する関係機関からの通報に係る対応体制の充実	仙台出入国在留管理局	65
9-1	麻薬、向精神薬等の違法流出防止及び有効性活用のための監視・指導	東北厚生局麻薬取締部 県保健福祉部薬務課	66
9-2	市販薬販売に係る法令遵守の徹底	県保健福祉部薬務課	67
9-3	医療用麻薬等の適正使用に向けた情報提供	東北厚生局麻薬取締部 県保健福祉部薬務課	68
9-4	労働安全衛生法に基づく有機溶剤の適切な使用・管理指導	宮城労働局	69

2 基本目標及び各対策を支える具体的取組

区分	基本目標番号	対策番号	取組番号	取組	第5期計画における自己評価と今後の課題	第6期計画における取組概要	担当課
継続	1	1	1	薬物乱用防止教室の推進	<p>教育機関等が主催する薬物乱用防止教室(以下「教室」という。)に講師を派遣し、受講生の年代等に配慮した講義を行い、薬物の危険性や薬物に関する正しい知識を広く周知することができた。近年、インターネットを利用した薬物密売が広まり、若年層における啓発活動の一層の充実が求められる。</p>	<p>若年層による薬物乱用が社会問題となり、啓発活動の重要性が増しているため、依頼があれば薬物乱用防止教室等に麻薬取締官を積極的に派遣し、若年層に薬物に関する正しい知識を身に付けさせる。</p>	東北厚生局麻薬取締部
					<p>教室では、学校薬剤師や薬物乱用防止指導員の協力を得ながら講師を派遣し、若年層に対して、薬物乱用の危害に対する正しい知識の普及啓発を効果的に推進することができた。コロナ禍により講師の派遣数が減少したため、対面以外の開催手法を検討するとともに、教室講師派遣事業に対するより一層の認知度向上を図る必要がある。</p>	<p>薬物乱用の根絶に向けた規範意識の向上を図るため、地域の実情や児童生徒等の発達段階を考慮して教室を開催する必要がある。特に、大麻の乱用や市販薬のオーバードーズの低年齢化が見られることから、若年層に対するより効果的な啓発方法を模索しながら教室の講師派遣事業を推進する。</p>	薬務課
					<p>教室の開催を教育委員会に実施を呼びかけるなど啓発に努め、令和4年度にはコロナ禍前よりも高い開催率となったが、開催について更に積極的に働きかけていく必要がある。また、教科横断的な取組により、健康で文化的な生活のために必要な指導につながることから、指導者に薬物乱用防止教育と関連付けた教育観を持たせるように働きかける必要がある。</p>	<p>引き続き、県立学校及び市町村教育委員会に実施を呼びかけるとともに、管理職による会議等の機会を捉え、教科指導等においても教科横断的な取組により、薬物乱用防止に対する意識を高めた指導を行うよう依頼していく。</p>	保健体育安全課
					<p>県内の小・中・高校において薬物乱用防止教室を積極的に開催し、児童生徒及びその保護者に対して、薬物乱用の危害に対する正しい知識の普及啓発を効果的に推進することができた。コロナ禍により、令和2年の実施数が著しく減少し、その後は例年並みの数値に戻ってきているが、事業推進のため実施校の増加を図る必要がある。</p>	<p>薬物乱用に対する規範意識の向上のため、県内の小・中・高校において児童生徒の成長段階に合わせて教室を開催する必要がある。近年、中高生が検挙される事案も発生し、広報啓発の重要性は増している。効果的な広報啓発の方法を模索しながら、教室開催を推進する。</p>	少年課
					<p>警察本部では関係各課が連携して小、中、高校及び大学において、薬物乱用防止講話を実施し、生徒に薬物乱用の危険性を認識させ、誘惑を拒絶する規範意識の醸成に努めた(年間70校以上実施)。実施数が少ない、または未実施の学校に対しては、積極的に実施を働きかける必要がある。</p>	<p>生活安全部門と連携して薬物乱用防止教室を推進し、若年層のうちから大麻等の薬物乱用の危険性を認識させ、誘惑を断ち切る強い規範意識を醸成させる。</p>	銃器薬物対策課
継続	1	1	2	薬物乱用防止教室講師派遣体制の充実と育成	<p>昨今の乱用薬物の傾向がめまぐるしく変化する状況を踏まえ、薬物乱用防止指導員等に対して、その時々々の乱用薬物の問題点を分かりやすく解説し、流行の背景を踏まえた適切な指導が行えるよう工夫する必要がある。</p>	<p>啓発活動を積極的に実施している薬物乱用防止指導員や学校薬剤師等を中心に講師希望者を募り、派遣体制を充実させる。併せて、講師には各機関が開催する研修会等を通して教室の効果的な進め方、薬物知識の最新情報を共有する。</p>	薬務課

				教室は発達段階を踏まえた内容で実施することが大変重要視されているため、教室に関わる指導者に対して、専門家の講演や各学校の実践発表を内容とした研修会を実施し、資質の向上を図った。教室指導者研修会は、今後はオンライン開催等を活用し、参加しやすい開催形態を検討していくことが必要である。	教室は、発達段階を踏まえた内容で実施することが大変重要視されていることから、教室に関わる指導者に対して、引き続き、最新の知識の理解と資質向上を目的として専門家の講演や各学校の実践発表を内容とした研修会を実施する。	保健体育 安全課	
継続	1	1	3	薬物乱用防止啓発訪問事業の有効活用	コロナ禍を除いては、民間企業が貸し出している薬物乱用啓発資材を効果的に利用し、キャンペーンを盛り上げることができた。特に未就学児や児童に興味を持ってもらい、薬物乱用の恐ろしさを伝えることができた(R1:2回、R4:2回)。	厚生労働省が行う薬物乱用防止啓発訪問事業(専門的な講師の派遣や教材の貸し出し)を活用するとともにその周知を図り、薬物乱用防止啓発活動の充実を図る。	薬務課
継続	1	1	4	各市町村教育委員会、県立学校への通知	長期休業前に通知を行い、各学校では児童生徒及び保護者に薬物乱用防止について周知することができた。児童生徒、保護者に薬物乱用防止の周知・徹底を図るため、今後も事業を継続していく。	薬物乱用の問題については、長期休業中に児童生徒が巻き込まれる可能性が高いため、学校の長期休業前に「長期休業中の生徒指導について」を通知し、薬物乱用防止の徹底を周知する。	義務教育課
					長期休業前に県立高校へ通知することにより、各学校において生徒・保護者への啓発を行い、薬物乱用防止の徹底を周知した。市販薬のオーバードーズ等、薬物乱用に関する生徒指導事案が発生しているため、より効果的な啓発が必要である。	長期休業前に県立学校に対し、薬物乱用防止の徹底について周知する。また、生徒を対象とした講演会、PTAにおける研修会において薬物乱用防止についての意識を向上させるための講演会等を実施する。	
継続	1	1	5	講演会等による啓発、麻薬探知犬デモンストレーション	学校からの依頼により講演会を実施し、不正薬物の有害性、危険性について啓蒙活動を実施した。また、保健所等からの要請により指導員向けの講演会を実施した。税関の不正薬物に対する取締状況や、不正薬物の使用による有害性、危険性について一定の理解が得られた。	教育機関等から講演等の依頼により、また税関から教育機関へ積極的に働きかけを行い、若年層を中心に幅広い世代に向け不正薬物の有害性・危険性について啓発活動を実施する。	横浜税関 仙台塩釜 税関支署
					学校において講演会を実施し、税関の不正薬物に対する取締状況や、不正薬物の有害性、危険性について啓蒙活動を実施し理解を深めた。また、講演会において麻薬探知犬デモンストレーションを実施し、薬物取締への取組みを効果的にPRすることができた。今後は対面式以外でも効果的PRできる方法を検討する必要がある。	薬物乱用の根絶に向け、薬物の危険性を認知していない若年層に対し、麻薬探知犬のデモンストレーションを行って興味を与えながら、薬物の有害性・危険性について啓発する。	横浜税関 仙台空港 税関支署
継続	1	1	6	私立学校に対する薬物乱用防止の啓発	文部科学省作成の薬物乱用防止に係る通知等を周知するとともに、スクールカウンセラーを配置する私立小・中・高等学校に対して補助し、学校の取組を支援した。スクールカウンセラーと教員が生徒に関する問題を情報交換することで、学校として適切に指導・対応できたと思われる。	各私立学校に対して、薬物乱用防止に関する周知やスクールカウンセラーの配置に対する補助を継続して行う。	私学・公益法人課
継続	1	1	7	学校警察連絡協議会連絡会議の活用	学校と警察の連携による「みやぎ児童生徒サポート制度」の周知を行うとともに、連携を強化して情報共有を進めていく必要がある。学校警察連絡協議会連絡会議等で得た情報を市町村教育委員会や学校へ確実に伝達し、指導を徹底するとともに、各地区で得られた情報を共有し、事業を充実させる必要がある。	年2回の学校警察連絡協議会連絡会議において、薬物乱用防止に関する情報の共有を図り、学校における薬物乱用防止教育の推進を図る。	義務教育課
継続	1	1	8	教職員への共通理解の徹底、生徒保護者への啓発	各種会議・研修会等において薬物乱用に関する教職員の共通理解を図った。教室の開催率低下に対し、職員の学校訪問等を通じて確実な実施を促す必要がある。市販薬や未規制薬物等の教育の徹底や啓発活動を通じて、多様化する違法薬物等の危険性の周知を継続する。併せて、薬物乱用防止教室を学校保健計画に位置付ける等、各学校が薬物乱用防止教育を徹底するよう、一層の周知を図る。	「生徒指導担当指導主事連絡会議」を通して、各教育事務所の担当者に、問題行動等の現状と対策及び薬物乱用防止の指導について共通理解を図る。併せて、各学校においては、薬物乱用防止教室を学校保健計画に位置付ける等、薬物乱用防止教育を徹底するよう職員の学校訪問等で周知を図る。	義務教育課

				生徒指導担当教員等の各種会議・研修会において、薬物乱用防止教育の必要性の共通理解を図り、各学校における薬物乱用防止教室等を実践することができた。学校保健計画に講話を組みこみ、薬物乱用防止教育を継続的に行った。保健体育の授業以外に特別活動等も活用して、薬物乱用防止教育について継続して周知を図るほか、若年層のオーバードーズの危険性について生徒・保護者へ啓発を行っていく。	担当職員との連絡会議等において、薬物乱用防止の徹底について周知し、生徒指導担当教員等を通じて指導の徹底を図る。高等学校の保健体育の授業以外に、講演会の実施等、適切な薬物乱用防止教育について周知し、オーバードーズを含む薬物乱用防止に関する正確な情報の普及・啓発を強化する。	高校教育課	
新規	1	1	9	大学・専門学校生を対象とした啓発	教育機関や自治体等が主催する薬物乱用防止教室に講師を派遣し、受講生の年代や立場、主催者側の要望に配慮した講義を行い、薬物の危険性や薬物に関する正しい知識を広く社会に周知することができた。近年、インターネットを利用した薬物密売が一般化し、誰もが違法薬物入手できる環境となったことから、若年層における啓発活動の一層の充実が求められる。	若年層による薬物乱用が社会問題となり、啓発活動の重要性が増しているため、依頼があれば薬物乱用防止教室等に麻薬取締官を積極的に派遣し、若年層に薬物に関する正しい知識を身に付けさせる。	東北厚生局麻薬取締部
					若年層による大麻の乱用や、市販薬の過剰摂取、いわゆるオーバードーズの拡大が進んでおり、その対策が急務である。	大学・専門学校の学生に対して、啓発資料の配布、講習会の実施など、薬物乱用防止に関する啓発活動を推進する。	薬務課
					警察本部では関係各課が連携して、小、中、高校、大学において、薬物乱用防止講話を実施し、薬物乱用の危険性を認識させ、誘惑を拒絶する規範意識の醸成に努めた(年間70校以上実施)。実施数の少ない、または未実施の学校に対しては、積極的に実施を働きかける必要がある。	生活安全部門と連携して薬物乱用防止教室を推進し、若年層のうちから大麻等の薬物乱用の危険性を認識させ、誘惑を断ち切る強い規範意識を醸成させる。	銃器薬物対策課
継続	1	2	1	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動の積極的な展開	コロナ禍の影響があったものの麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動地区大会を通じて、薬物乱用防止の気運を高めることができた。薬物乱用問題は世界的な問題であるが、地域ごとに特色があり、各地域の実情に応じた啓発活動を展開する必要がある。	麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止地区大会に出席し、地域の実情に応じた啓発活動を行う。	東北厚生局麻薬取締部
					薬物乱用防止指導員協議会、各地区薬剤師会、高校生ヤングボランティア等と協力して、宮城県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動キャンペーン等を開催し、声掛け運動や、啓発資料の配布等による啓発活動を実施することができた。	引き続き、各地域において開催される他のイベントにあわせて街頭キャンペーンを実施するなど、効果的かつ効率的な啓発活動を行う。	薬務課
継続	1	2	2	「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等の積極的な展開	各種月間に合わせた広報啓発活動などを関係機関・団体と連携し実施した。SNS等の普及で薬物の入手が容易化しており、大麻事犯が増加傾向にあるため、月間等に合わせ各種団体などと協力し、その広報啓発に努める必要がある。	青少年の非行・被害防止全国強調月間等において、関係団体等と連携し薬物乱用防止キャンペーン等を積極的に展開する。	少年課
継続	1	2	3	ガールスカウト及びボーイスカウトへの協力要請	会議等の際に啓発資料の配布を行う等、予定していた活動の実施に努めたが、コロナ禍の影響も大きく、対面での啓発活動を行うことができなかった。しかしながら、小規模な人数での啓発活動を進めてきた。今後も毎年実施している活動の中で、粘り強く継続して啓発を図る必要がある。	各種開催イベント、定期総会等で、薬物乱用防止対策についての啓発活動を行う。	生涯学習課
継続	1	2	4	社会を明るくする運動等での薬物乱用防止の啓発	社会を明るくする運動を行っており、徐々に参加者が増加傾向にある。また、仙台ダルクと一緒に県内の中学校に訪問して教室を行うとともに、校長や教師等と薬物乱用防止の指導方法等について協議する活動を複数年にわたり行っている。引き続き、青少年や青少年育成団体等に対し、薬物乱用防止のための指導方法等についての広報啓発活動を展開・推進する。	毎年7月を強調月間としている“社会を明るくする運動”の行事の一つとして、青少年に対する薬物乱用防止教室を県内各地で実施する。また、広報活動において相談機関一覧を記載したリカバリーカードを配布するなどし、当事者の支援につなげることを目指す。	仙台保護観察所

継続	1	2	5	少年警察ボランティアと協働した街頭活動の推進	各警察署において、少年警察ボランティア等と連携した街頭活動や広報啓発活動を実施し、薬物乱用の危険性、有害性を呼び掛け、薬物乱用防止意識の醸成を図った。SNS等の普及で薬物の入手が容易化しており、大麻事犯が増加傾向にあることから、継続的に少年警察ボランティア等と連携し、地域の規範意識向上を図る必要がある。	少年ボランティアとの連携を図り、少年やその保護者に呼びかける広報啓発活動を実施する。薬物乱用防止キャンペーンの実施や薬物乱用少年の早期発見に向けた街頭補導活動などを実施し、地域に根ざした活動により地域の規範意識向上を図る。	少年課
継続	1	2	6	青少年健全育成条例に基づく有害図書指定等による環境整備等	図書類取扱業者等への環境実態調査を通じて、違法薬物の乱用を助長する描写が含まれている書籍の発見に努め、青少年健全育成条例に基づき有害図書類に指定することにより、青少年が健全に育まれるための環境整備を図った。有害図書類指定の要件に厳密な解釈が求められることや、出版物が多数発行されていること等から、有害図書の選定、指定等に多くの時間を要している。	店頭で販売されている書籍の中には、違法薬物の乱用を助長する描写が含まれているものもあり、図書類取扱業者等への環境実態調査を通じて同書籍の発見に努め、条例に基づき有害図書類に指定することで、青少年に対する販売、閲覧を防止する。	共同参画 社会推進課
継続	1	2	7	不正薬物の取締強化月間における報道機関等での啓発	取締強化期間等の実施について、報道機関等を通じ国民に向け啓発を促した。	不正薬物の取締強化期間において、報道機関等に対し当該取締強化期間の周知及び不正薬物密輸に関する情報提供依頼を実施する。	横浜税関 仙台塩釜 税関支署
					「取締強化期間」及び「年末特別警戒」において、関係機関及び一般層に対して、リーフレット等により薬物取締りの必要性等を啓発した。また、薬物乱用防止のため、広く薬物の取締りの必要性やそのための協力を呼びかけた。コロナ禍により国際線が運休していたが、徐々に再開しているため、不正薬物の有害性や危険性について関係機関及び一般層に対して啓発する必要がある。	税関における不正薬物の取締強化月間等において、空港関連会社及び一般層に対して、薬物取締の必要性及び協力依頼等を啓発する。	
継続	1	2	8	薬物乱用防止にかかる効果的な情報発信	各警察署において、薬物乱用防止教室や街頭補導、各種キャンペーンなど、幅広い活動を通じ情報発信を図った。SNS等の普及で薬物の入手が容易化しており、大麻事犯が増加傾向にある。各種警察活動における情報発信の強化に努める必要がある。	各警察署における、薬物乱用防止教室や街頭補導、各種キャンペーンにおいて、実例を踏まえた効果的な情報発信を行い薬物乱用の危険性を強く訴えるとともに、薬物乱用防止広報車を活用した情報発信を推進する。	少年課
継続	1	2	9	宮城県青年団連絡協議会への薬物乱用防止の啓発	青年層が参集する定期大会や実行委員会において、情報提供および広報等での啓発により、薬物乱用防止について理解が深まった。また、その参加者が所属する団体や地域において啓発活動を実施した。社会活動の中心である青年団員が、薬物乱用防止についての理解を深めることで、その波及効果が期待できることから、今後も継続した啓発活動が必要である。	県青年団連絡協議会定期大会や県青年文化祭及び県青年体育大会等において、薬物乱用防止対策についての啓発活動を行う。	生涯学習課
新規	1	2	10	在所者に対する薬物乱用防止の啓発	(新規)	薬物乱用防止に関する図書を備え付け、在所者に対して薬物乱用防止に係る啓蒙活動を行う。薬物乱用防止に関する視聴覚教材を定期的に放送し、視聴後に感想文を記載させ、在所者に対して薬物乱用防止に係る啓蒙活動を行う。	仙台少年鑑別所
継続	1	2	11	労働関係機関における有職・無職少年を対象とした薬物乱用防止啓発の充実	有職・無職少年が訪れる県内各施設等において、薬物乱用防止啓発のポスター掲示等実施し、周知を図った。	県内に設置されている労働基準監督署5か所、ハローワーク(出張所含む)10か所の他、出先機関等において、薬物乱用防止啓発のポスターの掲示等により周知を図る。	宮城労働局
継続	1	2	12	PTA に対する研修会等を利用した保護者への啓発	PTA 指導者研修会の参加者への啓発活動により、薬物乱用防止への理解が深まったが、コロナ禍の影響も大きく、対面も含めて啓発活動が困難な時期も多かった。スマートフォン等の SNS を介して、様々な薬物が容易に入手できる状況にあるのが現状である。引き続き、啓発を図っていく必要がある。	PTA 指導者研修会の参加者に対して啓発活動を行う。	生涯学習課

継続	1	2	13	宮城県薬物乱用防止指導員等による啓発活動	薬物乱用防止教育認定講師やライオンズクラブ職員に対する講演を実施し、指導員等による啓発活動の支援を行った。啓発活動の重要性が増しているため、最新のトレンドに合わせた講演を行い支援の充実を図る。	地域の啓発活動を担う薬物乱用防止指導員に、最新の薬物情勢等について情報提供し、指導員が行う啓発活動を支援する。	東北厚生局麻薬取締部
					知事の委嘱した薬物乱用防止指導員等は地域に根差した啓発活動に取り組んでいるが、指導員の高齢化や地域間での取組状況に差が生じている。	引き続き、薬物乱用防止指導員等による啓発活動が活発に行われるよう支援し、地域間の活動の差を小さくするよう対策を講じる。	
継続	1	2	14	消費生活センターでの啓発ポスターの掲示や啓発チラシの配布	消費生活センター内において啓発ポスターの掲示や啓発チラシの配架を行うことにより、県民の薬物乱用防止の機会となるよう努めた。	県民への啓発を図るため、啓発ポスターを消費生活センターに掲示するとともに、啓発用チラシを出前講座で配布及び同センターに配架する。	消費生活・文化課
継続	1	2	15	多様化する違法薬物情報の積極的周知の強化	若年層における様々な形態の大麻乱用拡大や、オーバードーズの増加など、多様化する違法薬物について、科学的知見に基づいた効果的な広報、啓発を実施する必要がある。	ウェブページ等を活用し、正しい知識の普及のための情報提供体制を充実させるなど、積極的な周知活動を展開する。	薬務課
					危険ドラッグの事案発生はなかったものの、大麻リキッド、大麻ワックス等、従来とは異なる形態の違法薬物が摘発されたため、同種薬物の有害性・危険性についてラジオ放送・県警ホームページ等により広報活動を実施した。危険ドラッグの認識が薄れていくことが考えられるため、覚醒剤、大麻と併せて継続して乱用防止の啓発を強化する必要がある。	他の規制薬物よりも人体に及ぶ危険性が少ないといった誤った知識が浸透していることから、危険ドラッグの有害性、危険性について正しい知識を普及させ、広報啓発に努める。	
継続	1	3	1	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールカウンセラー(SC)の確保に努め、全公立小・中学校及び義務教育学校に配置・派遣した。また、34市町村にスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置し、相談体制の整備を図った。薬物乱用等が、児童生徒の心の問題や生活環境の問題等と複雑に関係しているため、今後もSCやSSWを積極的に配置・派遣し、関係機関等とのネットワークを活用して、より一層の支援を行う必要がある。	児童生徒、保護者、教職員の相談業務を行うため、SCを県内全ての公立小・中学校及び義務教育学校(仙台市を除く)へ派遣・配置し、専門カウンセラーを全教育事務所へ配置する。また、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するSSWを全ての市町村教育委員会に配置(市町村委託)する。	義務教育課
					SC・SSWの配置により、生徒等が学校において、心理及び福祉の専門家に対して相談をすることができる体制を整えた。薬物等に関する生徒の悩みや相談には、SC・SSWと教員が情報交換することで適切な支援を行うことができた。生徒等の多様な相談に適時に対応するため、SC・SSWの資質向上のための研修機会の確保、必要十分な配置が課題である。	全県立高校にSCを配置し、生徒・保護者・教員の相談に応じるとともに各学校における教育相談体制の充実を図る。また、希望・要請のある学校にSSWを配置・派遣する。SC及びSSWの資質向上や情報交換のため連絡協議会、研修会を開催するほか、緊急時は要請に対応してスーパーバイズを実施する。	高校教育課
継続	1	3	2	教育相談充実事業	SCを県内全公立小・中学校及び義務教育学校(仙台市を除く)に派遣・配置した。また、教育事務所に配置する専門カウンセラーにスーパーバイズ機能を持たせ、SCの資質の向上を図り、相談体制の充実を図った。今後も教育相談事業を通じた早期の発見・対応及び児童生徒、保護者への正しい薬物の使用周知を通じた未然防止を推進していく。	児童生徒への心のケアや、問題を抱える児童生徒への支援及び問題行動等の未然防止・早期対応のために、教育相談、支援体制の一層の整備・充実を図る。	義務教育課
継続	1	3	3	県総合教育センターにおける児童生徒や保護者からの相談への応需	公認心理師等の専門の相談員をスタッフとして、面接又は電話による専門的教育相談活動を行った。また、SNSを活用し、生徒の実情に合わせた相談方法を選択できるようにした。薬物乱用に関する相談は、適切な専門機関と連携した対応が必要であることから、電話相談員、公認心理師の確保が課題である。	県総合教育センターの「不登校・発達支援相談室」において、電話相談及び面接による専門的教育相談を行う。文部科学省が開設する「24時間子供SOSダイヤル」に対応し、業務委託により24時間体制で電話相談に応じる。若年層が多用するSNSを活用し、通年で相談に応じる。	高校教育課

新規	1	3	4	地域の薬剤師、登録販売者等と共同したゲートキーパーの担い手を育成及び整備	医薬品の乱用・依存は、薬剤師・登録販売者にとって身近な問題である。薬剤師・登録販売者としてのゲートキーパー(悩んでいる人に気づき、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人)としての役割を果たすことができるように体制を整備する必要がある。	各地区薬剤師会やチェーンドラッグストア協会等と最新の薬物知識について共有することで、医療用医薬品の服薬指導時や一般薬販売時の声掛けなど、薬剤師、登録販売者のゲートキーパーとしての役割を強化する。	薬務課
継続	2	4	1	県民からの薬物犯罪に関する情報提供や相談に適切に対応するための相談電話の周知徹底	薬物乱用防止教室や講話、それぞれの地域のお祭りなどの行事、各種イベントの際に、相談電話について記載されたリーフレットを配付し、相談電話の周知徹底に努めた。リーフレットの配付、広報媒体を通じて、継続して相談電話について周知させる必要がある。	県民からの薬物犯罪に関する情報提供や相談に適切に対応するための相談電話について、薬物乱用防止活動や各種広報媒体を通じて周知徹底を図る。	銃器薬物対策課
継続	2	4	2	少年相談窓口の周知と対応の充実	各種活動やホームページ、その他のチラシなどにて広報を実施し、その少年相談窓口の周知を図った。夜間、休日における対応は、少年警察部門以外の警察職員が相談に対応することから、警察職員全体の対応能力向上を図る必要がある。	少年相談窓口の周知を推進し、少年の薬物に関する相談に対応するとともに、相談の解決に向けた対応や助言等を的確に実施する。	少年課
継続	2	4	3	薬物関係相談電話の利用促進	薬物乱用者を抱える家族や知人、薬物で悩む本人からの相談を現役の麻薬取締官が直接受けることにより、司法対応も含めた総合的な対応を示すことができ、薬物問題解決に繋がった。引き続き、薬物相談窓口の利用促進のための周知が必要である。	引き続き専用回線による総合的な薬物相談対応を行うとともに、講演の場などで周知を図る。	東北厚生局麻薬取締部
継続	2	4	4	薬物関連相談窓口の周知と充実	相談しやすい窓口を意識した一層積極的な周知を図るとともに、相談者を適宜適切な機関につなぐことができるように関係機関との連携を強化する必要がある。	あらゆる機会を通じた相談窓口の周知により、相談機関の積極的な活用を図る。	薬務課
					保護観察所が主催する引受人会に参加しセンターの家族教室や集団プログラムについて参加者に案内している。薬物の問題を抱える家族への案内を今後も継続する。県政だよりやホームページの他、市町村を通じた周知のほか、若年層に対してはホームページによる周知の継続が求められる。一方で、紙面やラジオ放送等での広報活動も求められる。	センターは薬物依存症相談拠点となっており、住民への相談窓口の周知と正しい知識を普及する役割が一層求められる。県や市町村の広報誌、ホームページやラジオ放送など様々な媒体を使って相談窓口の周知を図る。保護観察所の引受人会への参加等関係団体と連携し、相談窓口の周知を図る。	
新規	2	5	1	薬物初犯者等の再乱用防止支援	薬物依存症者と定期的な連絡、面談を行い、再乱用を防止した。引き続き、再乱用防止プログラムの積極的活用と周知が必要である。	薬物依存からの脱却を望む者やその家族、薬物犯罪で検挙され執行猶予付き判決を受けた者等に対し、精神保健福祉士の専門知識を活用して再乱用防止プログラムを実施する。	東北厚生局麻薬取締部
継続	2	5	2	薬物依存集団回復プログラム及び依存症家族教室の実施	令和元年度より依存症相談に関する相談は増加しており、薬物に関する相談割合が増えている。プログラム中断した参加者には電話や手紙などで継続して支援している。令和元年度から開始した薬物依存症集団回復プログラムの参加者のほとんどは自主的な参加ではなく関係機関からの紹介などであり、集団プログラムへの参加者を促すため、広報活動を通じて周知に努める必要がある。	依存症家族教室を今後も継続的に実施する。薬物依存集団回復プログラムを継続的に実施する。中断者に対しても手紙や電話等で継続的に支援を行う。	精神保健福祉センター
継続	2	5	3	薬物事犯対象者の引受人会の充実	引受人会の回数を増やしたことで、参加者が増加傾向にある。また、外部の支援機関を会場にして実施する回数も増やしたことで、引受人等が地域の支援機関への支援を受けることにつながる可能性が高まった。引き続き外部の支援機関を会場に含めるとともに、状況に応じて少人数でも個別に実施する。	薬物依存に関する治療の必要性について理解を深め、適切な関わり方を学びながら、薬物事犯対象者の家族等の負担感を軽減するほか、健全な生活を取り戻すことを目的として引受人会を開催する。	仙台保護観察所
継続	2	5	4	刑務所出所者等就労支援事業	矯正施設、保護観察所から依頼された支援対象者に対して職業講話・求人情報提供、職業相談・職業紹介等を行い、就労に向けた支援を実施している。宮城県刑務所出所者等就労支援事業協議会等を通じ、関係機関等と連携しながら事業を実施している。就職しても短期離職となるケースも多いため、離職を防止するための支援や離職後の再就職支援を充実していく必要がある。	刑務所出所者等就労支援事業として、矯正施設、保護観察機関及び職業安定機関等が連携を図りながら、支援対象者の就労支援を実施する。	宮城労働局

継続	2	5	5	薬物事犯者に対する薬物乱用防止の啓蒙	薬物乱用防止に関する視聴覚教材の視聴後、在所者それぞれに感想文を記載させているが、薬物乱用の害悪や問題性について理解を示し、考えを深めている様子が見られた。本事業に関する内容を継続して実施していくほか、専門家の外部講師等による講話を実施するなどして、薬物乱用防止に係る啓発の実施を検討する。	薬物乱用防止に関する図書を備え付け、少年鑑別所在所者に対し薬物乱用に係る問題について積極的に啓蒙を行う。定期的に薬物乱用防止に関する視聴覚教材を放送し、視聴後に感想文を記載させることで、薬物乱用防止に対する理解を深めさせる。	仙台少年鑑別所
継続	2	5	6	薬物事犯保護観察対象者等に対する処遇の充実強化	男性の集団処遇の参加者について、仙台ダルクのミーティング等の受講によりプログラムの一部免除を行い地域の支援につなげることができた。集団処遇について、仙台ダルクやアロー萌木のスタッフと、引き続き効果的な処遇について協議を行う。また、他の機関等のプログラムを見学するなどし、ファシリテーターとしての技術向上等により支援を充実させる必要がある。	薬物処遇ユニットを設置し、薬物事犯保護観察対象者等のアセスメントを行い、より適切な処遇を実施するほか、薬物再乱用防止プログラムにおける集団処遇を実施する。	仙台保護観察所
継続	2	5	7	薬物事犯保護観察対象者に対する就労支援	就労を継続している者が多いが、薬物依存からの回復に取り組みながら、就労を継続しているという負荷のかかる現状を、支援者側が理解をしながら処遇に取り組む必要がある。	公共職業安定所及び就労支援事業所と連携して就労支援を実施し、適性を踏まえた就労と就労定着を促進する。また、薬物事犯保護観察対象者の意向を踏まえ、協力雇用主のもとへの雇用につなげる。	仙台保護観察所
継続	2	5	8	地域生活定着支援センター設置による社会復帰支援	宮城県地域生活定着支援センターを設置し、矯正施設出所予定者及び刑事司法手続きの入口段階にある被疑者等に対し、相談支援等を通して、社会復帰や地域生活への定着を支援できた。関係機関(検察庁、弁護士会等)との連携体制を構築し、支援件数の増加につなげる必要がある。	福祉的支援を必要とする矯正施設出所予定者に対して相談支援を行う「地域生活定着支援センター」を設置し、社会復帰と地域生活への定着を支援する。	社会福祉課
継続	2	5	9	立ち直り支援活動の推進	薬物乱用少年のうち支援対象となる少年がおらず、支援活動はなかった。立ち直り支援の対象となる少年がおらず活動実績がないものの、今後も立ち直り支援活動を念頭において活動を推進する。	薬物乱用は、薬への依存性から再犯率が高く、重大事件を引き起こす温床になり得るため、薬物渦に陥る少年に対する効果的な立ち直り支援を実施し、再犯防止とその立ち直り支援を実施する。	少年課
				保護観察所等と連携の上、立ち直り支援に従事したほか、執行猶予が見込まれる薬物乱用者に対し、再乱用防止パンフレットを閲覧・配付した。立ち直り支援の重要性を認識し、関係機関と連携を図りながら活動を継続する必要がある。	執行猶予付きの処分を受ける見込みの薬物事犯被疑者に対し、警察庁が発行する薬物再乱用防止対策用資料(パンフレット)を閲覧及び配付するなどして、被疑者の再乱用防止を支援する。	銃器薬物対策課	
継続	2	6	1	薬物依存症者の支援者を対象とした研修会等の開催	支援者に対して依存症問題に関する研修を継続して実施してきた。依存症に関わる多くの人が依存症を理解し支援を行えるよう生活保護担当者や地域包括ケアセンター、司法関係者へも研修の対象範囲を広げたほか、技術支援として保健所に対して依存症ケースの事例検討を行った。地域支援者の依存症問題への関心は高いので、支援者のニーズにマッチした研修の企画が求められる。	地域支援者の依存症問題への関心は高くなっている。研修内容によっては、より多くの地域支援者が依存症を理解する機会を得られるようオンラインを活用した研修を開催する。支援者のニーズが高いことから、実際の支援に活かせるような支援方法を習得できる研修を開催する。	精神保健福祉センター
新規	2	6	2	保護司の確保育成事業	保護司候補者検討協議会を設置するなどして、継続的に幅広い層から保護司の適任者を得るため、また保護司活動に対する地域住民の理解促進のため取り組んでいるが、十分な成果が得られていない。	時代の変化に適応可能な保護司制度の確立に向け、保護司の待遇や活動環境、推薦・委嘱の手順、年齢条件及び職務内容の在り方等について検討・試行を行い、所要の措置を講じる。	仙台保護観察所
継続	2	6	3	専門医療機関等における医療提供体制等の整備推進	本県における依存症の相談支援体制及び医療提供体制の整備につながっているものと考えられる。依存症治療拠点機関及び専門医療機関は東北会病院のみであり、地域によって受診や相談等が難しい。	依存症治療拠点機関及び専門医療機関にコーディネーターを配置し、依存症患者及び家族等の支援等を実施する。	精神保健推進室

継続	2	6	4	薬物依存症問題に取り組む民間団体支援事業	NPO 法人仙台ダルク・グループが開催する薬物依存症対策フォーラムに対して支援している。民間団体にも活動支援を行い、相談窓口の周知と充実につなげる事業を今後も継続していく。活動支援を通じて、民間団体との連携強化や、薬物依存症からの回復についての普及啓発につなげる。	依存症関連問題を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、依存症関連問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援する。	精神保健推進室
継続	2	6	5	更生保護施設等における薬物事犯対象者の処遇の充実	休日開催の自助グループのミーティングでは、就労との両立を図る対象者の利用が増加している。休日に実施することの利点を生かし、地域支援につなげるために同ミーティング受講を働きかけていく。	更生保護施設の一室を、自助グループのミーティング会場として提供し、薬物事犯対象者が地域の支援につながるような環境を整える。	仙台保護観察所
継続	2	6	6	薬物依存に関する情報収集、調査等の実施及び情報提供	薬物依存症地域支援者ネットワーク協議会への参加の他、依存症支援にかかわる関係機関等から情報収集や、学会等に参加して情報収集を行った。令和4年度には各保健所の依存症事業に関する情報交換会を行い、現状と課題を共有した。関係機関から地域ニーズの情報収集を行いながら、必要な支援を強化していく。	薬物依存症地域支援者ネットワーク協議会への参加の他、随時、依存症支援にかかわる医療、行政、民間団体等から意見を伺いながら情報収集を行い、支援体制の強化を目指す。職員研修や学会に参加して情報収集を行う。	精神保健福祉センター
継続	2	6	7	薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドラインを基にした関係機関との連携	薬物依存症地域支援者ネットワーク協議会の構成団体や年間実施回数を増やすとともに体験談や、事例検討を取り入れることで、薬物依存症の理解を深め、有効的な支援のあり方を協議できた。また、支援機関の連絡先を掲載したりカバリーカードの活用方法について協議し、当事者への支援につながる端緒にすることができた。	薬物依存のある刑務所出所者等に対する支援について、共有すべき基本的な事項を定め、関係機関相互のより緊密な連携を図ることや、薬物依存について正しい理解を深め、支援団体が互いに協力しながら効果的な支援を図るため、協議会等を開催する。	仙台保護観察所
継続	2	6	8	薬物依存回復訓練委託等の制度的枠組を活用した民間支援団体・関係機関等との連携強化	男性用、女性用両方の民間支援団体を薬物依存回復訓練施設として登録したことで、グループミーティングに参加する保護観察対象者等の増加につながった。また、女性の薬物事犯者を宿泊委託した実績が、支援の広がりにつながった。引き続き、積極的に民間支援団体への薬物依存回復訓練の委託を行い、薬物事犯の保護観察対象者等がより多く地域支援につながるきっかけ作りを努める。	薬物事犯保護観察対象者等に地域における必要な援助等を受けさせ、もって、その改善更生を図るため、民間支援団体における薬物依存回復訓練施設としての登録、委託を促進する。	仙台保護観察所
継続	3	7	1	末端乱用者の徹底検挙と環境浄化	管内各県警察と連携して、大麻栽培者や、インターネットを利用した薬物購入客の捜査を実施し、環境浄化を行った。引き続き、再犯の防止に努める必要がある。	末端乱用者の検挙と再乱用防止プログラムの実施	東北厚生局麻薬取締部
					地域部門、生活安全部門(サイバー部門)と連携するなど組織全体で情報収集活動を強化し、関係機関と連携の上、末端乱用者を多数検挙し、上部組織の突き上げ捜査を推進した。近年は、大麻事案が増加しており、最近の薬物情勢を踏まえた情報収集活動を行い、検挙につなげる捜査を展開する必要がある。	末端乱用者を徹底検挙し、適正な刑罰を受けさせることで薬物の需要の根絶を図り、さらには上部組織の突き上げ捜査を行い、供給源を遮断する。	
継続	3	7	2	規制薬物等薬密売組織の実態解明、情報収集及び取締りの徹底	薬物密売に関与する暴力団等犯罪組織に対する情報収集を行い、組織幹部・構成員を検挙するなど、密売組織の実態解明、壊滅に尽力した。犯罪組織側も検挙を逃れるため、秘匿性の高いメッセージアプリを使用するなど罪証隠滅を徹底しており、捜査手法の検討が必要である。	薬物密輸・密売組織壊滅に向けた情報収集と徹底検挙	東北厚生局麻薬取締部
					情報収集や突き上げ捜査を徹底し、密売組織の実態解明を図ったほか、組織壊滅に向け、各種捜査を推進した。継続して他県警察や他の捜査・調査機関と連携した取締りを推進し、密売組織の壊滅を張る必要がある。	関係捜査機関と連携を図ると共に、あらゆる警察活動を通じて薬物関連情報を収集し、末端乱用者を徹底検挙して上部組織に対する突き上げ捜査を行い、密売組織の実態解明、検挙を推進する。	

継続	3	7	3	暴力団犯罪における薬物犯罪との関連性を念頭に置いた捜査の推進	銃器薬物対策課と緊密な連携を図り、令和4年の暴力団等犯罪における総検挙人員の概ね3割を薬物事犯被疑者として検挙した。また、違法薬物の密売に関与した暴力団組織幹部構成員等を検挙し、違法薬物の県内における蔓延阻止、組織の弱体化及び資金源の封圧に一定の成果を挙げた。「半グレ集団」に対する情報収集及び取締りによる実態解明並びに事件検挙に取り組む必要がある。	各種事件で検挙した暴力団構成員等の背後に薬物事犯が潜在するという観点を強く意識し、暴力団組織につながる違法薬物密売ルートや資金の流入経路等の実態解明及び封圧に努めるほか、少年課や組織犯罪対策課と緊密に連携して情報を共有し、「半グレ集団」の実態を解明して、薬物事犯の根絶を図る。	暴力団対策課
継続	3	7	4	麻薬特例法及び組織犯罪処罰法等を積極的に活用した薬物犯罪収益の剥奪	各種捜査手法を活用するとともに、裁判所に対して没収保全の請求を行うなど、薬物犯罪収益の没収・追徴規定及びその保全制度を適用して捜査・公判を実施した。第一次捜査機関と連携して薬物犯罪収益等の隠匿・収受行為を罰する麻薬特例法の適用に努めるとともに、同法に基づく没収保全命令及び追徴保全命令の活用にも努める。	薬物犯罪収益等に係る実態解明活動を推進するとともに、薬物犯罪収益等の隠匿・収受行為の発見に努める。麻薬特例法の適用により被疑者等の悪性、営利性及び常習性の立証等を行う。犯罪収益を徹底して剥奪するための捜査・公判を実施する。麻薬特例法に基づく没収保全命令等の活用にも努める。	仙台地方検察庁
					暗号通貨の利用など決済手段が多様化、潜在化しており、犯罪収益の特定がより困難になっている。	薬物密輸・密売組織壊滅のための薬物犯罪収益の積極的剥奪	東北厚生局麻薬取締部
					関係捜査機関や他都道府県警察と合同捜査を組み、麻薬特例法を適用して組織的覚醒剤密売事件を検挙した。薬物密売組織の弱体化を図るため、事件検挙による組織構成員の社会からの隔離、資金ルートの解明を捜査初期の段階から図る必要がある。	薬物密売組織に対して、薬物犯罪収益等の隠匿・収受行為を罰する麻薬特例法の適用に努め、また同法に基づく没収や追徴保全命令の活用にも努める。	銃器薬物対策課
継続	3	7	5	不正大麻・けし撲滅運動	毎年5月から7月まで不正大麻・けし撲滅運動を実施し、啓発活動を行うとともに、不正大麻、けしを見つけた際は抜去処分する。	運動を継続し不正大麻・けしを撲滅するとともに、大麻取締法の改正に伴い、免許を受けた大麻栽培者の増加が見込まれることから、適切な管理を指導する。	薬務課
継続	3	7	6	特定商取引法及び消費生活条例に基づく販売業者に対する監視指導等の強化	薬物乱用に係る相談や情報等はなかった。消費者から寄せられる相談等情報に留意し、薬物乱用対策に必要な情報を覚知した場合は、関係機関と速やかに情報共有し、適切な対応に努める。	消費者から寄せられる相談等情報をもとに、販売業者が特定商取引法や消費生活条例に違反していないか監視する。また、薬物乱用対策に必要な情報を覚知した場合は、関係機関と速やかに情報共有する。	消費生活・文化課
継続	3	7	7	宮城県指定薬物審査会の開催及び知事指定薬物の指定による規制の強化	「宮城県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき、県内で濫用されるおそれがある物質として知事指定薬物を指定する際に、宮城県知事指定薬物審査会を開催し、審査委員に知事指定の妥当性について意見を聴き、指定薬物に指定した。	今後も知事指定薬物として指定を積極的に行っている東京都や大阪府と連携し、迅速に知事指定薬物として指定を行い、危険ドラッグ流入の阻止を図っていく。	薬務課
継続	3	7	8	違法薬物の指導取締り強化	指定薬物等の違法薬物が蔓延しないよう関係機関と情報共有を行い、取締りを強化した。大麻関連物質の乱用が広まり、新たに指定薬物に指定されるなど注意を要する。	指定薬物等の取締り強化	東北厚生局麻薬取締部
					大麻に類似した精神活性を有する物質など、多種多様な薬物が散見されるため、迅速な規制と取締りが必要である。	関係機関との情報共有、連携強化により、指定薬物等の販売者の取締りを強化する。	薬務課
					危険ドラッグはインターネットにより海外から密輸等も可能なため、関係機関との連携の上、取締りを強化した。今後も税関等関係機関との関係を強化し、指定薬物等の違法薬物の検挙に努める。	同税関支署と連携し、危険ドラッグ、指定薬物の密輸入者を検挙すると共に、危険ドラッグ販売店が県内に出没することがないよう情報収集や監視を強化する。	銃器薬物対策課
継続	3	7	9	麻薬取締協議会等における関係機関との情報共有	北海道・東北地区麻薬取締協議会を開催し、検察庁・管区警察局・各県警察、税関、海上保安本部、米空軍犯罪捜査局、米海軍犯罪捜査局等の関係機関と情報共有を図った。薬物犯罪の多様化・巧妙化に対処するため、より一層情報共有と連携強化に努める必要がある。	北海道・東北地区麻薬取締協議会を開催し、管内各取締関係機関と情報共有を行う。	東北厚生局麻薬取締部

継続	3	8	1	海事関係者に対する指導・啓発活動	海事関係者等に対し、講習会を実施すると共に、薬物乱用者等への対応能力を強化するため、合同で訓練を実施した。また、関係機関と連携し、立入検査や監視を実施したことで、薬物等の密輸について水際対策の徹底を図ることができた。海上からの薬物密輸事犯については、海上コンテナ貨物への隠匿によるものを中心として大口化・巧妙化の傾向が続き問題となっている。	関係機関の連携強化、海事関係者に対する指導・啓発活動	宮城海上保安部
継続	3	8	2	関係機関の連携強化	積極的な情報共有により、第一次捜査機関等との連携強化を図ることができた。薬物犯罪の新たな傾向として、大麻や脱法ドラッグ等の若年層への広がりが顕著となる中、第一次捜査機関との連携による薬物犯罪の検挙だけでなく、若年者の薬物乱用の防止に向け、適切な刑罰の適用とともに更生保護機関や更生支援施設との連携を図る必要がある。	従前同様、薬物事犯に対する適正な捜査・公判の遂行のため、各種協議会を通じて、第一次捜査機関との情報共有に努めるとともに、薬物犯罪による再犯者の増加を防ぐため、更生保護機関や更生支援施設との連携強化を図る。	仙台地方検察庁
				関係機関との人事交流及び定期的な会合により情報共有を図り、緊密な関係を継続している。コロナ禍のため、不正薬物の密輸入を想定した合同訓練が中断された状態となっており、関係機関との合同訓練を再開し、より一層連携強化を図る必要がある。	関係機関との人事交流、密輸入対策会議の開催、研修等への相互派遣及び不正薬物密輸入に係る合同取締りを実施する。	横浜税関 仙台塩釜税関支署	
				関係取締機関と薬物取締に関する意見交換を行うとともに、連絡体制について意識合わせを行うことで連携強化を図った。コロナ禍により、意見交換の場が以前に比べて減少したが、今後は関係機関との連携を再度強化するため、早急に意見交換の場を設ける必要がある。	不正薬物の水際取締を強化するため、継続して関係取締機関との連携の強化を図っていく。	横浜税関 仙台空港税関支署	
				管内の各県警察、税関と合(共)同で密輸事犯捜査を実施し、密輸関係者を検挙するなど、関係機関連携のもと水際対策を実施した。管内で密輸事犯が頻発しており、水際対策を強化するためには、さらなる連携強化が必要である。	事犯に応じた積極的合(共)同捜査の実施。	東北厚生局麻薬取締部	
				関係機関と連携し、立入検査や監視を実施したことで、薬物等の密輸の水際対策の徹底を図ることができた。海上からの薬物密輸事犯については、一度に大量の薬物を密輸する事犯が相次いで発生し、大口化・巧妙化の傾向が続き問題となっている。	関係機関の連携強化	宮城海上保安部	
				東北厚生局麻薬取締部や横浜税関仙台塩釜税関支署と合同捜査を組み、クリーン・コントロールデリバリー捜査等を展開し、組織的密売組織の壊滅を推進した。今後も、各関係機関と連絡を密にし、事件捜査、薬物乱用防止活動の推進を図る必要がある。	各種会議や協議会などで、関係機関と情報交換を行い、連絡を密にして協力体制を構築し、連携した効果的な捜査を実施し、被疑者検挙に努める。	銃器薬物対策課	
継続	3	8	3	漁協等に対する洋上取引等の情報収集、監視艇等を活用した取締りの徹底	不正薬物の密輸入に関する情報提供依頼・不正薬物の密輸防止を訴える啓発資材を、漁協関係者等に配布するとともに、密輸情報提供依頼を行った。また、監視艇による漁港周辺海域に対する海上巡回及び車両による漁港巡回並びに情報収集を実施した。海上及び陸上巡回による取締り及び漁協等に対する情報提供依頼により、更なる通報体制の強化を図った。	不正薬物等の洋上取引対策として、県内の各漁協等関係者に、税関の不正薬物等に関する取締り等の取組みを周知し、理解を得ることで情報収集の強化を図る。また、監視艇を使用した洋上巡回、取締り、各漁港等への陸上巡回頻度を増やして不正薬物の密輸入防止強化を図る。	横浜税関 仙台塩釜税関支署
継続	3	8	4	港湾関係者からの情報及び事前情報等に基づく取締り、貨物検査の強化	港湾関係者からの不審情報の提供はあったが、不正薬物を摘発するには至らなかった。事前情報等に基づく貨物検査については継続して実施している。	港湾関係者が開催する協議会等において引き続き情報提供を依頼すると共に、貨物に関する事前情報等密輸関連情報を精査し、X線検査装置等の取締検査機器を効果的に活用して検査の強化を図る。	横浜税関 仙台塩釜税関支署

継続	3	8	5	航空関係者からの情報収集、不正薬物密輸入事件等の分析	コロナ禍により、国際線の運休が長期に及んだが、関係機関及び関係者から情報収集に努め、過去の摘発事例や他空港の密輸入事件を参考に、注意すべき手口や傾向などの分析を行った。また、近年では密輸入の手口が巧妙化しており、国際線が再開している他空港等からの最新の密輸入の手口等を今まで以上に早急に入手、分析する必要がある。	関係機関及び関係者から情報収集を行うとともに不正薬物密輸入事件の分析を行い、分析結果に基づいた効果的な水際取締を実施する。	横浜税関 仙台空港 税関支署
継続	3	8	6	個人識別情報を活用した入国審査及び偽変造文書対策等の厳格かつ的確な実施	コロナ禍により、県内の空海港における国際線旅客便及び旅客船の運航が中止となっていた期間を除き、個人識別情報を活用した厳格な入国審査及び偽変造文書鑑識を確実に実施し、上陸拒否事由に該当するなど上陸のための条件に該当しない外国人については、本邦からの退去を命じるなど、適切な処分を行った。関係機関と連携の上、今後も継続して厳格かつ的確な入国審査を実施する必要がある。	県内空海港における入国者数は、コロナ禍前の水準まで回復することが予想されるところ、今後も継続して関係機関との連携の強化に努めた上、個人識別情報を活用した入国審査及び偽変造文書対策等を厳格かつ的確に実施し、違法薬物の本邦への持ち込みを企図する外国人の入国を水際で阻止する。	仙台出入 国在留管 理局
継続	3	8	7	出入国管理及び難民認定法第24条第4号子に規定する退去強制事由に該当する外国人に関する関係機関からの通報に係る対応体制の充実	関係機関と必要な情報を共有して良好な関係を維持することができた。出入国管理及び難民認定法第24条第4号子に規定する退去強制事由に該当する、もしくは将来的に該当する可能性のある外国人の情報を得た際には、迅速かつ適切に対応して確実な退去強制手続を執ることができた。今後も、関係機関との連絡・連携体制の強化に努め、迅速かつ確実な退去強制手続を継続して遂行する。	出入国管理及び難民認定法第24条第4号子に規定する退去強制事由に該当する外国人の通報体制の充実を図るため、引き続き関係機関との良好な関係の維持・構築に努め、適切かつ確実な退去強制手続の遂行を継続していく。	仙台出入 国在留管 理局
継続	3	9	1	麻薬、向精神薬等の違法流出防止及び有用性活用のための監視・指導	コロナ禍のため、医療機関への立入検査が困難となった時期もあるが、可能な限り、管内の麻薬等製造業者、元卸業者等に対する立入検査を実施し、麻薬・向精神薬の不正流通防止を図った。向精神薬等処方薬の乱用が根強いいため、監視指導の強化が必要である。	医療用麻薬、向精神薬等の適正管理と不正流通防止のための監視・指導	東北厚生 局麻薬取 締部
					コロナ禍により、麻薬業務所の立入検査の頻度低下はみられたものの、年間立入検査率は30%付近を維持し、継続的な指導監視により、医療用麻薬等の不正流通防止に寄与した。正規流通している医療用麻薬、向精神薬等が、不正な売買や譲渡受等を通じて乱用、悪用されることを防止するため、引き続き徹底した取締を行う必要がある。	麻薬業務所に対する年間立入検査率35%以上を維持し、継続的な指導監視により、医療用麻薬等の適正管理を徹底させる。	薬務課
新規	3	9	2	市販薬販売に係る法令遵守の徹底	麻薬、向精神薬等の処方薬だけでなく、薬局・ドラッグストアなどで購入できる市販薬の乱用が全国的に問題となっている。全国の精神科医療施設における実態調査によると、薬物依存症の治療を受けた10代患者の主たる薬物は、市販薬が65.2%を占めた(令和4年)。	市販薬を乱用する側だけでなく、販売する側の販売体制の適正化を促すため、薬局等における、特に濫用等のおそれのある医薬品の販売方法について、立入検査時の指導等により、薬機法遵守を徹底させる。	薬務課
継続	3	9	3	医療用麻薬等の適正使用に向けた情報提供	麻薬、向精神薬取扱業者に対する立入検査の際に、医療用麻薬の横流しや麻薬事故を未然に防ぐための施策や昨今の薬物情勢に基づく管理上の注意点等、適正管理に資する情報を業者に提供し、指導した。向精神薬等の処方薬の乱用が根強いいため、監視指導の強化が必要である。	医療用麻薬、向精神薬等の適正管理と不正流通防止のための情報提供	東北厚生 局麻薬取 締部
					コロナ禍により中止となった年もあったが、医療用麻薬及び向精神薬等を取り扱う者を対象とした研修会等を開催し、適正な管理と施用に関する情報提供を行った。	医師、獣医師、薬剤師、薬局、医療機関等を対象とした研修会の開催等により、麻薬及び向精神薬等の適正使用について、引き続き周知徹底を図る。	薬務課

継 続	3	9	4	労働安全衛生法に基づく有機溶剤の適切な使用・管理指導	労働安全衛生法に基づき、有機溶剤を使用している事業者に対して適切な使用・保管を指導する。トルエン等の有機溶剤等を使用している事業者に対して、臨検監督等の機会において法令が定める使用・保管基準に基づき適正に使用・保管するよう指導を行った。また事業場からの相談等には、その内容に応じて警察や家族への相談又は病院への受診勧奨等を行った。	労働安全衛生法に基づき、有機溶剤を使用している事業者に対して適切な使用・保管を指導する。また事業場からの相談に対しては、その内容により他機関への紹介を行うこととする。	宮城労働局
--------	---	---	---	----------------------------	---	---	-------

3 会議設置要綱

3-1 宮城県薬物乱用対策推進本部設置要綱

(設置)

第1 薬物乱用対策について、関係行政機関相互間の緊密な連携を図り、総合的かつ積極的な薬物乱用対策を推進するため、また、宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年宮城県条例第69号）第12条に規定される組織として、宮城県薬物乱用対策推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(任務)

第2 推進本部は、次に掲げる事項について検討、審議し、その推進を図ることを任務とする。

- (1) 薬物の乱用対策の総合的な施策に関すること。
- (2) 宮城県薬物乱用対策推進計画の策定、推進及び進行管理等に関すること。
- (3) その他薬物乱用対策に関すること。

(組織)

第3 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は知事の職にある者を、副本部長は保健福祉部長及び県警察本部長の職にある者を、本部員は別表1に掲げる職にある者に委嘱し又は充てる。

(推進本部の運営)

第4 本部長は、推進本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて召集し、その議事を主宰する。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、本部構成員以外の者に対し会議への出席を求めることができる。

(幹事)

第5 推進本部にその任務を分掌させるため、幹事を置く。幹事は関係行政機関の職員で本部長の指名した職にある者とする。

(事務)

第6 推進本部の事務は県保健福祉部薬務課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和48年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

別表 1

宮城県薬物乱用対策推進本部員

	職 名
本部長	宮城県知事
副本部長	宮城県保健福祉部長
〃	宮城県警察本部長
本部員	仙台少年鑑別所長
〃	仙台保護観察所長
〃	仙台出入国在留管理局長
〃	仙台地方検察庁刑事部長
〃	横浜税関仙台塩釜税関支署長
〃	横浜税関仙台空港税関支署長
〃	東北厚生局麻薬取締部長
〃	宮城労働局雇用環境・均等室長
〃	宮城海上保安部長
〃	宮城県総務部私学・公益法人課長
〃	宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課長
〃	宮城県環境生活部共同参画社会推進課長
〃	宮城県環境生活部消費生活・文化課長
〃	宮城県保健福祉部社会福祉課長
〃	宮城県保健福祉部精神保健推進室長
〃	宮城県保健福祉部薬務課長
〃	宮城県精神保健福祉センター所長
〃	宮城県立精神医療センター院長
〃	宮城県教育庁義務教育課長
〃	宮城県教育庁高校教育課長
〃	宮城県教育庁保健体育安全課長
〃	宮城県教育庁生涯学習課長
〃	宮城県警察本部生活安全部長
〃	宮城県警察本部生活安全部少年課長
〃	宮城県警察本部刑事部長
〃	宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局長
〃	宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課長
〃	宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局銃器薬物対策課長
〃	仙台市健康福祉局保健所健康安全課長

別表 2

宮城県薬物乱用対策推進本部幹事

	職 名
幹 事	宮城県保健福祉部薬務課総括課長補佐
〃	宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局銃器薬物対策課銃器薬物捜査指導官
〃	宮城県保健福祉部薬務課監視麻薬班長

3-2 宮城県薬物乱用対策有識者会議設置要綱

(設置)

第1 県内における薬物乱用対策の推進に当たり、広く県民の意見を反映させるため、また、宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年条例第69号）第12条に規定される組織として、県民、医師、学識経験者、事業者、民間団体等で構成する宮城県薬物乱用対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 有識者会議は、次に掲げる事項について協議及び助言を行うものとする。

- (1) 宮城県薬物乱用対策推進計画に関すること。
- (2) その他薬物乱用対策に関すること。

(組織等)

第3 有識者会議は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、県民、医師、学識経験者、事業者、民間団体等のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4 有識者会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、有識者会議の事務を総括し、有識者会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 有識者会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて有識者会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6 有識者会議の庶務は保健福祉部薬務課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月9日から施行する。

宮城県薬物乱用対策有識者会議委員

氏 名	職 名
飯室 勉	特定非営利活動法人仙台ダルク・グループ 仙台ダルク代表
石井 義之	宮城県PTA連合会副会長
石川 達	医療法人東北会 東北会病院理事長
石橋 美幸	公募委員
金井 嘉宏	東北学院大学教養学部 准教授
加茂 雅行	一般社団法人宮城県薬剤会副会長
木村 智	宮城県保護司会連合会事務局長
佐竹 節子	特定非営利活動法人仙台ダルク・グループ アロー萌木 非常勤相談員
宮腰 英洋	仙台弁護士会

(五十音順、敬称略)

3-3 宮城県薬物乱用対策庁内会議設置要綱

(設置)

第1 宮城県内における薬物乱用防止対策の基本的な大綱となる「宮城県薬物乱用対策推進計画」に係る県の取組等について検討するため、宮城県薬物乱用対策庁内会議（以下「庁内会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 庁内会議は、次の各号に掲げる事項について意見交換・協議するものとする。

- (1) 宮城県薬物乱用対策推進計画の策定に関すること。
- (2) 宮城県薬物乱用対策推進計画の策定に必要な調査・研究に関すること。
- (3) 宮城県薬物乱用対策推進計画の推進に関すること。
- (4) 宮城県薬物乱用対策推進計画の進行管理に関すること。
- (5) その他宮城県薬物乱用対策推進計画の策定・推進に必要な事項

(組織等)

第3 庁内会議は、座長、委員をもって組織する。

- 2 座長は薬務課総括課長補佐の職にある者を、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、薬務課総括課長補佐の職にある者がその職務を代理する。

(庶務)

第4 庁内会議の庶務は、保健福祉部薬務課において処理する。

(その他)

第5 この規定に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月8日から施行する。

別表

庁内会議委員

	部・庁	課・所	職名
座長 委員	保健福祉部	薬務課	総括課長補佐
	総務部	私学・公益法人課	小中高校班長
	環境生活部	消費生活・文化課	消費者行政班長
		共同参画社会推進課	青少年育成班長
	保健福祉部	社会福祉課	団体指導班長
		精神保健推進室	精神保健推進班長
		薬務課	監視麻薬班長
		精神保健福祉センター	企画・地域支援班長
	教育庁	義務教育課	指導班長
		高校教育課	学校経営・生徒指導班長
		保健体育安全課	学校保健給食班長
		生涯学習課	社会教育推進班長
	県警本部	少年課	少年健全育成官
		銃器薬物対策課	企画指導係長

4 育成講師による薬物乱用防止教室講師派遣手順

1 目的

この手順は、薬物乱用防止教室講師育成及び講師派遣事業実施要領の4に基づき、薬物乱用防止教室（以下「教室」という。）への育成講師の派遣方法を定めるとともに、教室開催結果の報告方法等を定めるものである。

2 育成講師の派遣

教室への講師派遣に当たっては、申込のあった学校等（以下「学校等」という。）の所在地を管轄する薬務課又は保健所・支所（以下「担当公所」という。）が、それぞれ作成する講師名簿から、申込内容に適当な講師を選定し、派遣するものとする。

3 申込方法

教室の申込方法は次のとおりとする。

- (1) 学校等は、担当公所に対し、原則として教室実施の3週間前までに申込書（様式1）により申込を行う。
- (2) 担当公所は、申込書の内容を踏まえ、講師名簿から適当な者を選定し、当該者に電話連絡を行い、学校等が希望する教室開催日時に参加できる者のうちから講師を選任する。また、講師が必要とする機材及び資料等の確認を行う。
- (3) 教室の開催時間は、午前9時から午後4時までの間の概ね50分間程度とする。ただし、学校等からの希望があれば、担当公所と学校等との協議により、開催時間等を変更することができる。
- (4) 担当公所は、学校等と日程等の調整後、実施決定通知書（様式2）により学校等の長に通知する。なお、講師と学校等が直接日程等を調整することを妨げないが、日程等の変更があった場合に、講師は担当公所に変更後の派遣日時をあらかじめ連絡する。
- (5) 講師は、教室で実施する内容等について、学校等と事前に打合せを行うなど、あらかじめ確認を得ておく。

4 教室の開催

講師は、学校等が準備した会場等に時間にゆとりをもって出向くとともに、担当者の指示に従う等円滑な実施を心がけるものとする。

担当公所は、必要に応じて講師と学校等との事前打合せ及び教室に立ち会うものとする。

なお、交通手段の遅延等その他やむを得ない事情が発生した場合にはその旨を電話等で直接学校等に連絡するほか、担当公所にも連絡するものとする。

5 開催結果の報告

講師は、教室の開催後すみやかに、その状況について教室開催結果表（様式3）を作成し、ファクシミリ等で担当公所に提出するものとする。

6 開催状況の報告等

担当公所（薬務課を除く。）は、四半期毎に教室開催状況集計表（様式4）により当該期間終了の日から15日以内に薬務課に報告するものとする。

また、薬務課は、教室の開催状況についてホームページに適宜掲載し、薬物乱用防止に向けた取り組みを積極的に公表することにより、教室の開催をより一層推進するものとする。

※様式1～4 省略

5 薬物乱用防止指導員関係組織図

【国】

薬物乱用対策推進会議

薬物乱用禍の根絶を期するため、昭和45年閣議決定により総理府に設置され、以後各都道府県にも設置するよう通知がなされた。現在、議長である厚生労働大臣（平成29年4月から）を始めとし、関係各府省庁（副議長：国家公安委員長、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣、国土交通大臣ほか構成員5名の計11名の大臣から構成されている。

【県】

宮城県薬物乱用対策推進本部

昭和48年度に設置され、県知事が本部長を務める。その他の本部員は現在、国9機関、県8機関、病院1機関、教育庁4機関、警察本部7機関、自治体1機関の計28機関からなる。

主な活動は、本部員会議の開催、広報活動、関係機関相互の連絡調整・情報交換等を行っている。

保健所・支所

県内（仙台市を除く。）5つの保健所と4つの支所からなる。

【県民】

薬物乱用防止指導員地区協議会

平成6年度に仙台市及び仙台市を除く保健所・支所管内毎計10地区に設立。地区で薬物乱用防止に関する普及・啓発活動を実施する。

薬物乱用防止指導員

昭和63年度に薬物乱用防止推進員として覚醒剤、シンナー等薬物乱用防止啓発を推進し、健康で住みよい地域づくりを進めるため設置。平成11年度からは名称を現在の薬物乱用防止指導員に改められた。

構成員は、市町村又は保健所長からの推薦があった者のうち、知事が委嘱した者（400名以内）で、活動内容は、啓発資材の配布等地域住民に対する啓発活動、地域の各種会合等を利用した広報活動、薬物乱用防止教室における講演、県が主催する研修会等への参加等である。

地域住民

6 宮城県薬物の濫用の防止に関する条例

平成二十七年十月十三日

宮城県条例第六十九号

改正 令和二年七月一三日宮城県条例第五一号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例をここに公布する。

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例

目次

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 薬物の濫用の防止に関する施策等（第六条―第十二条）

第三章 薬物の濫用の防止のための規制（第十三条―第十九条）

第四章 宮城県指定薬物審査会（第二十条―第二十六条）

第五章 不動産の譲渡等における措置（第二十七条・第二十八条）

第六章 雑則（第二十九条）

第七章 罰則（第三十条―第三十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、薬物の濫用の防止について、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、薬物の濫用に関する規制を行うことにより、県民の生命、身体等に対する危害の発生を防止し、もって県民が平穏にかつ安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

一 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第一条に規定する大麻

二 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第二条第一項に規定する覚醒剤及び同条第五項に規定する覚醒剤原料

三 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬、同条第四号に規定する麻薬原料植物及び同条第六号に規定する向精神薬

四 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三条第一号に規定するけし、同条第二号に規定するあへん及び同条第三号に規定するけしがら

五 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第三十二条の二に規定するトルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。）、接着剤、塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料

六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第十五項に規定する指定薬物（以下「大臣指定薬物」という。）

七 前各号に掲げるもののほか、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物（酒類及びたばこを除く。）

（県の責務）

第三条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策（薬物の依存症及び中毒症状からの患者の回復並びに薬物の依存症の予防（以下「薬物の依存症等の回復等」という。）に関する施策を含む。第八条第一項を除き、以下同じ。）を総合的かつ計画的に推進するものとする。

（県民及び事業者の責務）

第四条 県民及び事業者は、薬物の危険性に関する知識及び理解を深め、薬物の濫用を防止するとともに、県が実施する薬物の濫用の防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県民及び事業者は、薬物（第二条第七号に掲げるものを除く。）、第十三条第一項に規定する知事指定薬物及び告示禁止物品（医薬品医療機器等法第七十六条の六の二第一項の規定により製造等を禁止された物品をいう。以下同じ。）の使用、所持、販売等に関する情報を知ったときは、その情報を知事に提供するよう努めるものとする。

3 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、薬物の危険性を把握し、薬物の濫用を防止するために必要な取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

（医師及び薬剤師の責務）

第五条 医師及び薬剤師は、患者に対する医療の提供を行うに当たり、患者が薬物をみだりに使用したことを知ったときは、使用した薬物の名称その他の当該薬物の特定のために必要な情報を知事に提供するよう努めるものとする。

第二章 薬物の濫用の防止に関する施策等

（情報の収集等及び提供）

第六条 県は、薬物の濫用による保健衛生上の危害を防止するため、薬物の危険性に関する情報の収集、整理、分析及び評価を行い、県民に必要な情報を提供するものとする。

（広報啓発及び教育等の推進）

第七条 県は、県民に対する広報、啓発その他必要な施策を講ずることにより、薬物に対する理解及び関心を深め、薬物の濫用の防止に県民全体で取り組む運動を推進するものとする。

2 県は、薬物の濫用の防止に関する教育及び学習の機会の提供を推進するものとする。

（体制の整備）

第八条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 県は、薬物の依存症等の回復等に係る体制の整備に努めるものとする。

（国等との連携協力等）

第九条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策の推進に当たって、国、他の地方公共団体及び薬物の濫用の防止を目的とする団体との連携及び協力を図り、必要があると認めるときは、国に対し意見を述べ、必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

（調査研究）

第十条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を科学的知見に基づいて実施するため、薬物の危険性に関する調査研究を行うものとする。

（監視指導）

第十一条 県は、薬物の濫用を防止するための監視及び指導を適切かつ効果的に実施するものとする。

（関係団体との連携）

第十二条 県は、関係行政機関、患者団体その他の関係団体と連携し、薬物の濫用の防止に関する施策に係る協議及び当該施策の実施に係る連絡調整を行うための機関又は協議会を組織するものと

する。

第三章 薬物の濫用の防止のための規制

(知事指定薬物の指定)

第十三条 知事は、第二条第七号に掲げる薬物で、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認めるものを知事指定薬物として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、宮城県指定薬物審査会の意見を聴かなければならない。ただし、第二条第七号に掲げる薬物の濫用により、県民の生命又は身体に対して重大な危害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合であつて、緊急を要し、あらかじめ宮城県指定薬物審査会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合においては、知事は、速やかに、その指定に係る事項を宮城県指定薬物審査会に報告しなければならない。

4 知事は、第一項の規定による指定をするときは、その旨及び当該指定に係る知事指定薬物の名称、指定の理由その他規則で定める事項を告示しなければならない。

5 第一項の規定による指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

(知事指定薬物の指定の失効)

第十四条 前条第一項の規定による指定は、知事指定薬物が第二条第一号から第六号までに掲げる物に該当し、又は指定されるに至ったときは、その効力を失う。

2 知事は、前項の規定により知事指定薬物の指定が効力を失うときは、当該知事指定薬物の名称、失効の理由その他規則で定める事項を告示するものとする。

3 第七章の規定は、第一項の規定により知事指定薬物の指定が効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても適用する。

(製造等の禁止)

第十五条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）第二条各号に掲げる用途（以下「医療等の用途」という。）に供する場合は、この限りでない。

一 知事指定薬物（知事指定薬物を含有する物を含む。以下同じ。）を製造し、又は栽培すること。

二 知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持すること（県の区域外における販売又は授与の目的で所持する場合を含む。）。

三 知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告すること（県の区域外における販売又は授与の目的で広告する場合を含む。）。

四 知事指定薬物を所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は使用すること。

五 告示禁止物品を、医薬品医療機器等法第七十六条の六の二第二項の規定により同条第一項の規定による禁止が解除されるまでの間、購入し、若しくは譲り受け、又は使用すること。

六 大臣指定薬物、知事指定薬物及び告示禁止物品を使用することを知って、そのための場所を提供し、又は提供の周旋をすること。

(立入調査等)

第十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、知事指定薬物若しくはこれに該当する疑いのある物（以下「知事指定薬物等」という。）を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、広

告し、若しくは使用し、告示禁止物品を使用し、又は前条第六号の場所を提供し、若しくは提供の周旋をする者その他の関係者から必要な報告又は帳簿書類その他の物件の提出を求めることができる。

- 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、知事指定薬物等を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少分量に限り知事指定薬物等を収去させることができる。
- 3 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、公安委員会規則で定める警察職員に、知事指定薬物等を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 4 前二項の場合において、第二項の職員は規則で、前項の警察職員は公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項及び第三項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(警告)

第十七条 知事は、第十五条各号の規定に違反した者に対し、警告を発することができる。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十五条各号の規定に違反したときは、行為者に前項の規定による警告を発するほか、その法人又は人に対しても、警告を発することができる。
- 3 前二項の警告は、書面を交付して行うものとする。
(製造中止等の命令)

第十八条 知事は、前条第一項及び第二項の規定による警告（第十五条第一号から第四号までに掲げる行為に係るものに限る。以下この条において「警告」という。）に従わない者に対し、知事指定薬物の製造、栽培、販売、授与、所持、広告、購入、譲受け又は使用の中止、回収、廃棄その他必要な措置（以下「知事指定薬物の製造中止等」という。）を命ずることができる。

- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十五条第一号から第四号までの規定に違反した者に対し、警告を発することなく、知事指定薬物の製造中止等を命ずることができる。
 - 一 薬物の濫用による危害から県民の生命又は身体を守るため緊急を要する場合で、警告を発するいとまがないとき。
 - 二 第十五条第一号から第四号までの規定に違反した者が、過去に同条第一号から第四号までのいずれかの規定に違反したことにより警告を受けたことがあるとき。

(公安委員会の要請等)

第十九条 公安委員会は、第二条第七号に掲げる薬物に関し、公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、知事に対し、必要な措置をとるべきことを要請することができる。

- 2 公安委員会は、警察職員が第十五条第五号及び第六号に掲げる行為をした者を発見したときは、公安委員会規則で定めるところにより、知事に通知することができる。

第四章 宮城県指定薬物審査会

(設置)

第二十条 第十三条第二項の規定により意見を求められた事項について調査審議するため、宮城県指定薬物審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織等)

第二十一条 審査会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、薬学に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第二十二条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第二十三条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

4 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第二十四条 審査会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第二十五条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第二十六条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第五章 不動産の譲渡等における措置

(不動産の譲渡等をする者が講ずべき措置)

第二十七条 何人も、譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。）（以下「譲渡等」という。）をしようとする不動産が、薬物の製造、栽培、販売、授与又は販売若しくは授与の目的での所持（医療等の用途に該当する場合を除く。）のための施設又はその敷地（以下「薬物製造施設等」という。）の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約を締結してはならない。

2 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該契約を締結しようとする相手方に対し、当該不動産を薬物製造施設等の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。

(不動産の譲渡等の代理等をする者が講ずべき措置)

第二十八条 何人も、他人が譲渡等をしようとする不動産が薬物製造施設等の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

2 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に対し、前条の規定の遵守についての助言その他の措置を講じなければならない。

第六章 雑則

(規則への委任)

第二十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第七章 罰則

第三十条 第十八条の規定による命令(第十五条第一号又は第二号に掲げる行為に係るものに限る。)に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条第一号又は第二号の規定に違反した者
- 二 第十八条の規定による命令(第十五条第三号又は第四号に掲げる行為に係るものに限る。)に違反した者

第三十二条 第十五条第三号又は第四号の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第一項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をした者
- 二 第十六条第二項の規定による立入調査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 三 第十六条第三項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第三十条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十四条第三項、第十五条から第十九条まで、第五章及び第七章の規定は、平成二十七年十二月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和三十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

宮城県指定薬物審査会の委員	出席一回につき	一一、六〇〇円	六 級
---------------	---------	---------	-----

附 則 (令和二年条例第五一号)

この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定(第十五条第三項の改正規定(「第三十条の十四」を「第三十条の十四第一項」と、「同条」とあるのは「同項」に改める部分に限る。))に限る。)による改正後の覚醒剤取締法施行条例第十五条第三項の規定は、令和二年四月一日から適用する。

7 薬物乱用に関する相談窓口

(1) 国の機関

機関名	薬物乱用に関する相談内容	受付日時	電話番号
仙台少年鑑別所	地域援助業務として相談に応じる	月～金曜日 9:00～16:00	022-286-2311
横浜税関 仙台塩釜税関支署	①横浜税関「密輸110番」 ②密輸に関する情報	①24時間 ②毎日 8:30～17:00	①0120-461-961 ②022-362-5271 (夜間) 090-2224-8515
横浜税関 仙台空港税関支署	①横浜税関「密輸110番」 ②密輸に関する情報	①24時間 ②毎日 8:30～17:00	①0120-461-961 ②022-383-2390
東北厚生局 麻薬取締部	「麻薬・覚醒剤」相談電話	月～金曜日 8:30～17:00	022-221-3701
宮城労働局	労働相談の中で薬物乱用に関する相談を受けた際、関係機関を紹介	月～金曜日 8:45～17:00	022-299-8834

(2) 県の機関

機関名	薬物乱用に関する相談内容	受付日時	電話番号
総合教育センター	子供の相談ダイヤル (学習、進路、性格、いじめなどに関する相談)	月～金曜日 9:00～16:00	022-784-3568
県警察本部 生活安全部 少年課	少年の非行や問題行動に関する相談(少年相談電話)	月～金曜日 8:30 ～17:15(土日・ 祝祭日・年末年始 を除く)	022-222-4970
県警察本部 刑事部 組織犯罪対策局 銃器薬物対策課	銃器・覚醒剤110番	月～金曜日 8:30 ～17:15 時間外は当直で対 応(24時間)	022-266-1074
精神保健福祉センター	面接相談及び相談電話	月～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:00 (土日祝・年末年 始を除く)	0229-23-0021
薬務課	薬物に関する相談全般	月～金曜日 9:00～17:00	022-211-2653
仙南保健福祉事務所	薬物に関する相談		0224-53-3119

(仙南保健所)		月～金曜日 8:30～17:15 (土日・祝祭日・年 末年始を除く)	
仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所)			022-363-5505
仙台保健福祉事務所 岩沼支所 (塩釜保健所岩沼支所)			0223-22-6294
仙台保健福祉事務所 黒川支所 (塩釜保健所黒川支所)			022-358-1111
北部保健福祉事務所 (大崎保健所)			0229-87-8001
北部保健福祉事務所 栗原地域事務所 (大崎保健所栗原支所)			0228-22-2115
東部保健福祉事務所 登米地域事務所 (石巻保健所登米支所)			0220-22-6120
東部保健福祉事務所 (石巻保健所)			0225-95-1475
気仙沼保健福祉事務所 (気仙沼保健所)			0226-22-6615

(3) 仙台市の機関

機関名	薬物乱用に関する相談内容	受付日時	電話番号
仙台市 精神保健福祉 総合センター (はあとぼーと仙台)	来所相談	平日 8:30～17:00 (予約制)	022-265-2191
	電話相談 「はあとライン」	月～金曜日 (祭日、年末年始 除く) 10:00～12:00 13:00～16:00	022-265-2229
	電話相談 「ナイトライン」	年中無休 18:00～22:00	022-217-2279

仙台市 青葉区保健福祉センター 障害高齢課			(代)022-225-7211
仙台市 宮城野区保健福祉センター 障害高齢課			(代)022-291-2111
仙台市 若林区保健福祉センター 障害高齢課	①精神保健福祉相談員、 保健師による アルコール・薬物相談 ②精神科医による相談 (要予約)	月～金曜日 8:30～17:00 (土日・祝祭 日・年末年始を 除く)	(代)022-282-1111
仙台市 太白区保健福祉センター 障害高齢課			(代)022-247-1111
仙台市 泉区保健福祉センター 障害高齢課			(代)022-372-3111
仙台市宮城総合支所 保健福祉課			(代)022-392-2111
仙台市秋保総合支所 保健福祉課			(代)022-399-2111

(4) 民間の機関

機関名	薬物乱用に関する相談内容	受付日時	電話番号
仙台ダルク	薬物、アルコール依存症の リハビリ・社会復帰に関する 相談	月～土曜日（日・年末年始は休み） 9時30分～17時00分 面接相談は要予約 E-mail:s-darc@jasmine.ocn.ne.jp	022-261-5341
アロー萌木	女性の薬物に関する相談 全般	月～金曜日（土日・祝日・年末 年始は休み） 9時30分～17時00分 面接相談は要予約 E-mail:moegi@isis.ocn.ne.jp	022-716-5575
しおり	薬物依存症者を家族に 持つ女性からの相談全般	月～金曜日（土日・祝日・年末 年始は休み） 9時30分～17時00分 面接相談は要予約 E-mail:shiori@iaa.itkeeper.ne.jp	022-211-1825